

**XXII. フランス共和国**  
**(French Republic)**

---

## <目次 ～フランス～>

第1章 金融制度概要	2
1. 金融機関の種類	2
(1) 金融機関の種類	2
(2) 商業銀行 (Banques)	3
(3) 相互・協同組合銀行 (Banques mutualistes ou coopératives)	4
(4) 市町村信用金庫 (Caisses de crédit municipal)	4
(5) 公共投資銀行 (Banque Publique d'Investissement, Bpifrance)	4
2. 監督官庁と指導体制	5
3. フランスの金融制度の特徴	6
4. 預金保険制度の枠組み	6
第2章 郵便貯金の概要	9
1. 設立目的・沿革概要	9
2. 経営形態	10
3. 金融サービス提供の形態	12
(1) 郵便事業会社、郵便局運営会社との受委託関係	12
(2) 直営局、提携局における金融サービスの提供状況	13
(3) ラ・ポスト・グループの経営状況	15
(4) 店舗・ATM 設置戦略	17
(5) DX の推進	17
4. 預金業務概要	18
5. 口座維持手数料等の導入状況	20
6. リスク性金融商品概要	20
7. 貸付業務概要	20
8. 金融包摂への取り組み	21
9. 送金・決済業務概要	21
10. インターネットバンキング	21
11. 国際業務概要	22
12. 付随業務概要	22
13. 資金運用	22
14. 窓口取扱時間	23
15. 他行、地域金融機関等との協業ビジネスの展開 (他業種との業務提携含む)	23
16. 財務諸表	23
第3章 民間リテール金融機関の概要	25
クレディ・アグリコル・グループ	25
(1) 総資産、預金残高、融資残高	28
(2) 預金利子、預金条件、口座維持手数料等の現状	28
(3) 提供商品	29
(4) 子会社、関連会社への出資状況	29
(5) ESG 投資	29
第4章 最近の金融動向と金融包摂	30
1. 金融ビジネスにおけるDX、フィンテック、キャッシュレスの動向	30
(1) フィンテックの動向	30
(2) キャッシュレス化の現状	31
(3) モバイル決済の動向	32

(4) リテール決済に関する法規制の現状.....	33
(5) リテール金融機関の顧客接点における DX .....	34
(6) インターネット専業銀行.....	36
(7) デジタル通貨導入に向けた動き.....	37
(8) IT 人材の育成・活用状況 .....	38
(9) 生成 AI の活用状況.....	38
2. 郵便局金融を含めた金融包摂.....	39
(1) 格差に関する社会情勢・国民意識とそれらを背景とした格差是正政策 .....	39
(2) 金融包摂政策における国、自治体、郵便局、銀行の関わり .....	39
(3) 金融包摂と金融教育.....	41
(4) 提供される金融商品・サービス（郵便局、銀行） .....	43
(5) 「脆弱な顧客」と金融包摂.....	44
(6) 顧客データを活用したビジネス動向.....	45
(7) 高齢化とデジタル包摂.....	46



<略語集>

略語	原語（フランス語、英語）	日本語訳
ACPR	Autorité de contrôle prudentiel et de résolution	健全性監督破綻処理機構
AISP	Account Information Service Provider	口座情報サービスプロバイダ
AMF	Autorité des Marchés Financiers	金融市場庁
API	Application Programming Interface	アプリケーション・プログラミング・インターフェイス
BFCM	Banque Fédérative du Crédit Mutuel	クレディ・ミュチュエル連盟銀行
Bpifrance	Banque Publique d'Investissement	公共投資銀行
CB	Commission Bancaire	銀行委員会
	Groupement des Cartes Bancaires	銀行カード協会
CBDC	Central Bank Digital Currency	中央銀行デジタル通貨
CDC	Caisse des Dépôts et Consignations	預金供託公庫
CDGF	Conseil de Discipline de la Gestion Financière	金融経営規律委員会
CECEI	Comité des Etablissements de Crédit et des Entreprises d'Investissement	金融機関・投資会社委員会
CEL	Compte d'Épargne Logement	通帳式住宅預金
CIC	Crédit Industriel et Commercial	商工信用銀行
CMF	Conseil des Marchés Financier	金融市場理事会
CNCM	Confédération Nationale du Crédit Mutuel	クレディ・ミュチュエル全国協議会
CNE	La Caisse Nationale d'Épargne	国民貯蓄金庫
CNIL	La Commission Nationale de l'Informatique et des Libertés	情報処理と自由に関する国家委員会
COB	Commission des Opérations de Bourse	証券取引委員会
ECB	European Central Bank	欧州中央銀行
FGDR	Fonds de Garantie des Dépôts et de Résolution	預金保証・破綻処理基金
FNCE	Fédération Nationale des Caisses d'Épargne	貯蓄銀行全国連盟
GDPR	General Data Protection Regulation	一般データ保護規制
LDDS	Livret de Développement Durable et Solidaire	安定経済発展通帳預金
LEP	Livret d'Épargne Populaire	庶民通帳預金
LJS	Livret Jeune Swing	青少年通帳預金
OIB	l'Observatoire de l'Inclusion Bancaire	金融包摂研究所
PEA	Plan d'Épargne en Actions	株式積立口座
PEL	Plan Épargne Logement	積立式住宅預金
PSD2	Payment Service Directive 2	第二次決済サービス指令
SRM	Single Resolution Mechanism	単一破綻処理メカニズム
SSM	Single Supervisory Mechanism	単一監督メカニズム

為替レート：ユーロ。1ドル=0.87ユーロ、1ユーロ=183.94円（2026/3/23）

# 第1章 金融制度概要

## 1. 金融機関の種類

フランスでは、ユニバーサルバンキング制度が発達しており、銀行業務に加えて証券業務やリース、ファクタリング等のノンバンクサービスも銀行で提供されている。銀行における保険商品の販売（バンカシュアランス）も行われており、多くの銀行では保険子会社を保有し、保険子会社の商品を販売している。

このユニバーサルバンキング制度は、1984年銀行法（1984 Banking Act）によって定められた。その後、2001年に通貨金融法典（Monetary and Financial Code）が制定され、1984年銀行法はこの中に含まれるようになった。

### (1) 金融機関の種類

フランスの金融機関は、通貨金融法典（2024年改正）<sup>1</sup>によると、①商業銀行（banque）、②相互・協同組合銀行（banque mutualiste ou coopérative）、③専門信用機関（établissement de crédit spécialisé）、④信用及び投資機関（établissements de crédit et d'investissement）、⑤市町村信用金庫（caisse de crédit municipal）の5つに分類される。但し、すべての銀行業務を行えるのは、このうち商業銀行と相互・協同組合銀行、市町村信用金庫に限られる（同法上の銀行業務には、預貯金・信用供与・決済に加えて、国によっては必ずしも銀行業務と認められない外国為替、貴金属取引、証券業務、資産管理、財務相談、リース業者に対する動産・不動産の貸与が含まれる）。

フランスで営業免許を取得している金融機関数は310あり、このうち全ての銀行業務を行える金融機関数は234である（2024年12月31日時点）<sup>2</sup>。6大銀行グループによる寡占市場となっている点が特色の一つである。6大銀行グループは、①BNPパリバ（BNP Paribas Banque）、②クレディ・アグリコル・グループ（Groupe Crédit Agricole）、③BPCEグループ（Groupe BPCE）、④ソシエテ・ジェネラル（Société Générale）、⑤クレディ・ミュチュエル・グループ（Crédit Mutuel）、⑥ラ・バンク・ポスタル・グループ（Le Groupe La Banque Postale）である。

大手行による寡占化が進んでおり、商業銀行最大手のBNPパリバ（BNP Paribas Banque、総資産2.59兆ユーロ）の他、相互・協同組合銀行で首位のクレディ・アグリコル S.A.（Crédit Agricole S.A.、総資産2.19兆ユーロ）とBPCE（総資産1.54兆ユーロ）の資産規模も大きいことから、上位行が銀行業界を寡占している（2024年12月末時点）。

<sup>1</sup> 通貨金融法典（2024年改正） <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/FR/TXT/PDF/?uri=NIM:202405155>

<sup>2</sup> 健全性監督破綻処理機構（ACPR），“Annual Report 2024”，p25 <https://acpr.banque-france.fr/fr/publications-et-statistiques/publications/rapport-annuel-de-lacpr-2024>

図表 1: フランスにおける銀行\*の業態分類と機関数 (2024 年 12 月 31 日時点)

業態	銀行数	根拠法	特徴
商業銀行 Banque	142	通貨金融 法典	大企業、富裕層等に総合的な金融サービスを提供する。上位 2 行の資産額は全金融機関の 4 割以上を占める。
相互・協同組合銀行 Banque mutualiste ou coopérative	76		協同組合員の出資により設立され、組合員等への融資を目的とする銀行。3 つの協同組合銀行グループが特に大きな存在となっている。
市町村信用金庫 Caisse de crédit municipal	17		主に地域住民や自治体職員向けに銀行業務を提供する。

(注 1) 総合的な金融サービスが提供可能な銀行に限定。ラ・バンク・ポスタルを含む。専門金融機関 (Specialized credit institutions)、EEA 銀行による支店、モナコ公国の信用機関は含まない。

(注 2) 相互・協同組合銀行や市町村信用金庫は、銀行法により銀行業務を行うことができるが、それらを規定する法律に従う必要がある。協同組合全体についての法律は、1947 年 9 月 10 日協同組合制度の地位を定める法律第 47-1775 号である。各種の協同組合については、種類別の協同組合法がある。なお、協同組合銀行については、銀行法等とともに通貨金融法典の第 5 巻の中に法典化されている。

(出所) 健全性監督破綻処理機構 (ACPR), “Annual Report 2024”, p.25

図表 2: 資産上位 3 行 (2024 年 12 月末)

	銀行名	総資産 (10 億ユーロ)	預金残高 (10 億ユーロ)
1	BNP Paribas Group	2,704.9	1,034.9
2	Crédit Agricole Group	2,309.8	1,120.0
3	Groupe BPCE	1,489.9	723.1

(注) 連結ベースの数値。

(出所) 2024 年度各社 Annual report より作成

## (2) 商業銀行 (Banques)

大手商業銀行は、フルサービス (外為、証券、資産管理、リース、保険) を大企業や富裕層に対して提供している。2 大商業銀行以外では、HSBC Continental Europe 等の外銀や自動車等メーカー系の金融機関がある。HSBC Continental Europe は、リテール・バンキング、資産運用、プライベートバンキングサービスを提供していたが<sup>3</sup>、2021 年 6 月にフランスでのリテール・バンキングを My Money Group に売却する方針を発表した。この売却は 2024 年初に完了し、現在、同業務については、同時期に My Money Group を傘下に収めた Crédit Commercial de France (CCF) による統合が進められた<sup>4</sup>。My Money Group を CCF グループに改称し、My Money Bank の専門銀行部門と CCF のリテール・バンキング部門の両部門で構成されている<sup>5</sup>。自動車メーカー系の銀行は、自動車の購入等に関するリースやファイナンスに特化している。代表的な企業に、Banque Stellantis France (グループの金融サービス再編に伴い 2023 年 4 月に旧 PSA Banque France から社名変更し、フィアット等 Stellantis ブランドすべてを事業の対象としている<sup>6</sup>)、

<sup>3</sup> HSBC Continental Europe, “1st Amendment of the Universal registration document and Interim Financial Report 2021”, p.7 <https://www.hsbc.com/investors/results-and-announcements/all-reporting/subsidiaries?page=1&take=20&company-new=hsbc-continental-europe-formerly-france&years=2021>

<sup>4</sup> 2024 年 1 月 3 日付 Group CCF ウェブサイト <https://www.groupeccf.fr/en/our-gouvernance#message-du-directeur-general>

<sup>5</sup> 2024 年 2 月 26 日付 Group CCF ウェブサイト <https://www.groupeccf.fr/interview-ccf-2024-un-nouveau-chapitre-souvre> 及び <https://www.finmag.fr/blog/ccf-interview/>

<sup>6</sup> 2023 年 4 月 3 日付 Banque Stellantis France グループニュース <https://www.banque-stellantis-france.com/fr/psa-banque-france-devient-banque-stellantis-france-et-psa-finance-france-devient-stellantis-finance>

Mobilize Financial Services (2022年5月にルノー (Renault) の金融子会社バンク RCI (RCI Banque) から社名変更<sup>7</sup>) がある。

近年はこれに加えて、大手小売業の消費者向け販売信用サービス会社が銀行としてより広範な金融サービスを提供し始めている。例えば、スーパーマーケットチェーンを運営するカルフル (Carrefour) 社はカルフル銀行 (Carrefour Banque) を所有している。なお、カルフル銀行は、カルフルの顧客を対象に支払カード PASS カードの発行会社であるソシエテ・デ・ペイメン PASS (Société des Paiements PASS (S2P)) を 1981 年に創設し、同カードの発行を開始したのを嚆矢とする。それ以来、金融商品を拡大し、アセット・ファイナンス、個人ローン、貯蓄商品、銀行カード、取纏めローンを提供している。1984 年には、同会社の保険子会社であるカルマ (Carma) を通じ、自動車保険、住宅保険、支払保証保険、児童保険等のサービスの提供を開始した。2010 年には、ソシエテ・デ・ペイメン PASS とカルマは合併し、2011 年にカルフル銀行となった。カルフル銀行は、親会社であるカルフル社が株式の 60% を、BNP パリバの個人金融会社である BNP パーソナルファイナンス (BNP Personal Finance) が同 40% を保有している。

### (3) 相互・協同組合銀行 (Banques mutualistes ou coopératives)

相互・協同組合銀行は、株式会社化を通じて、銀行同士の合併や専門機能を持った金融子会社の設立・強化を進めており、クレディ・アグリコル・グループ、BPCE グループ、クレディ・ミュチュエル・グループの 3 つのグループにほぼ集約された。相互・協同組合銀行は、個人、農業者、中小企業、地方公共団体を顧客として、預金・貸出・決済・投資商品・保険商品など総合的な金融サービスを提供しているが、出資者 (個人企業・個人) 向けの融資に強みがある。

### (4) 市町村信用金庫 (Caisses de crédit municipal)

市町村信用金庫とは、パリ市のパリ信用金庫 (Crédit Municipal de Paris) のように、大都市の自治体が所有している信用金庫である。もっとも自治体による地域コミュニティ銀行としての機能だけでなく、公的な質屋や競売業者 (破産者、無遺言死亡者等の所有物の処分者) としても機能している。主要な顧客は、地方自治体の職員や低所得層であり、我が国の信用金庫とは役割も異なっている。

### (5) 公共投資銀行 (Banque Publique d'Investissement, Bpifrance)

フランスには国有の開発金融機関として、公共投資銀行 (Banque Publique d'Investissement, Bpifrance) がある。同行はフランス政府と預金供託公庫 (Caisse des Dépôts et Consignations, CDC) がそれぞれ 49.2% 出資する公的金融機関で、中小企業への融資 (Business loan) を主な目的とするほか、信用保証 (Guarantees) やイノベーション振興関連の融資 (Soft loans for innovation) 等も行う。地域に特化した金融ソリューションを開発しており、2024 年には協調融資では 103 億ユーロ、信用保証では 45 億ユーロ、イノベーション支援では 48 億ユーロの融資実績を有する<sup>8</sup>。

<sup>7</sup> 2022 年 5 月 10 日付 Mobilize Financial Services プレスリリース <https://www.mobilize-fs.com/en/news/rci-bank-and-services-becomes-mobilize-financial-services-unique-commercial-brand-meet-all>

<sup>8</sup> Bpifrance, “Universal Registration Document including the annual financial report 2024”, p.7

## 2. 監督官庁と指導体制

従来は、金融機関等の承認・認可と日々の監督機能を、銀行、証券、保険等業態別の監督等機関が担当していた。銀行等の承認・認可は、金融機関・投資会社委員会（Comité des Etablissements de Crédit et des Entreprises d'Investissement, CECEI）が担当し、日々の監督の機能は中央銀行であるフランス銀行（Bank of France, Banque de France）の事実上の執行機関である銀行委員会（Commission Bancaire, CB）が担当していた。

その後、エンロンやワールドコムによる不正会計事件などの金融への信頼低下を受け、震源地であったアメリカでは米国企業改革法（英名 Sarbanes-Oxley Act、2002年7月）が成立した。これを受け、フランスにおいても金融規制監督機関の統合と再編、金融における投資家保護の強化、企業統治の改善を目的に、金融の安全に関する2003年8月1日付法律第706号（Loi n° 2003-706 du 1 août 2003 de sécurité financière、金融安全法<sup>9</sup>）が成立し、8月1日に公布された。

この法律は、監督機関の現代化、投資者及び被保険者の安全、財務諸表などの法定監査の現代化と透明性の3つを柱としており、第一部は金融監督機関の現代化（統合と再編）、第二部は投資家と保険契者の安全、第三部は会計監査制度を中心とする企業統治の現代化及び透明性となっている。

同法は、主に証券市場制度に関連する分野を改革するものであり、従前は証券取引委員会（Commission des Opérations de Bourse, COB）と金融市場理事会（Conseil des Marchés Financier, CMF）、金融経営規律委員会（Conseil de Discipline de la Gestion Financière, CDGF）に分化していた証券規制監督機関を全て統合し、金融市場庁（Autorité des Marchés Financiers, AMF）を誕生させた。

銀行等の与信機関については一元化が進まず、その後も「金融機関・投資会社委員会」（CECEI）が免許を与え、「銀行委員会」（CB）が業規制や健全性規制の遵守を監督する役割を担うという体制が継続することとなった。

その後、サブプライム・ローン問題に端を発した一連の金融危機やリーマン・ショックを経て、2010年3月には金融・保険分野の承認・認可機能と日々の監督機能を併せ持つ健全性監督破綻処理機構（The Autorité de contrôle prudentiel et de résolution, ACPR）が設立された<sup>10</sup>。更に、保険会社委員会（Comité des Entreprises d'Assurance）及び保険・共済組合管理機関（Autorité de Contrôle des Assurances et des Mutuelles）の2つの委員会がACPRに統合された。2013年7月には新たに銀行の危機回避・解決能力を監督する権限が付与された。

ACPRは独立した組織だが、フランス銀行に属しており、フランス銀行総裁が主宰する理事会が意思決定の上位組織となっている。

1984年銀行法は、2001年に発効した通貨金融法典（Code Monétaire et Financier）に取り込まれており、ACPRは、2008年8月4日付経済の現代化に関する法律第776号（Loi n° 2008-776 du 4 août 2008 de modernisation de l'économie）により、委任された政令である「銀行・保険に係る承認・監督を担当する官庁の合併に関する2010年1月21日付政令第76号」（Ordonnance n°

<sup>9</sup> フランス政府法律データベース <https://www.legifrance.gouv.fr/loda/id/LEGIARTI000006713846/2003-08-02/>

<sup>10</sup> 設立当初は The Autorité de contrôle prudentiel（ACP）で、2013年7月にACPRとなった。

2010-76 du 21 janvier 2010 portant fusion des autorités d'agrément et de contrôle de la banque et de l'assurance) に基づいて設立された。

ACPR がカバーするのは、1) 金融：銀行、金融ポートフォリオ管理会社を除く投資信託会社、規制金融市場運営会社、金融商品の安全性・管理活動に関し認可を受けた個人、決済サービス機関、金融会社及び複合活動を行う金融持株会社、両替商など、2) 保険サービス：保険会社、再保険会社、相互保険会社及び相互組合、保険会社グループ及び保険会社混合グループなどで、金融・保険業務の全般である。

### 3. フランスの金融制度の特徴

前述のとおり、フランスでは、ユニバーサルバンキング制度が導入されており、各金融機関は銀行業務に加えて証券業務やリース、ファクタリング等のノンバンクサービスも提供している。また、多くの銀行がグループ傘下に保険子会社を抱えており、相互にサービス提供を行うバンカシュアランス (bancassurance) が発展している。

フランスの金融市場の特徴として、銀行の上位 6 グループによる寡占が進んでいることが挙げられるが、生命保険市場を見ても、銀行系生命保険のシェアが目立ち、リテール市場で大きな地位を占めている。

### 4. 預金保険制度の枠組み

2012 年 6 月の EU 首脳会議では、2008 年以降欧州各国で発生してきた債務危機に対処するため、金融枠組みの統合を目的とする銀行同盟 (Banking Union) の創設が決定した。銀行同盟では、①単一監督メカニズム (Single Supervisory Mechanism、SSM)、②単一破綻処理メカニズム (Single Resolution Mechanism)、③預金保険制度 (Deposit Guarantee Scheme) を金融枠組み統合のための三本柱として位置づけている。このうち①単一監督メカニズムに関しては、2014 年 11 月、ユーロ圏各国当局が有していた銀行監督権限が、欧州中央銀行 (European Central Bank, ECB) に集約された。

EU では、世界的な金融危機や欧州諸国のソブリン危機を踏まえ、金融機関の監督・破綻処理・預金保険制度について共通ルールを策定することとし、ユーロ圏については、欧州中央銀行 (ECB) を中心とする単一監督メカニズム (Single Supervisory Mechanism : SSM) 及び単一破綻処理理事会 (Single Resolution Board : SRB) を中心とする単一破綻処理メカニズム (Single Resolution Mechanism: SRM) による枠組みができた<sup>11</sup>。実際の権限行使 (破綻処理手続き) は、各国の破綻処理当局 (フランスでは ACPR) と密接に協力して行うこととされている<sup>12</sup>。

銀行監督を担う SSM に関しては、2014 年 11 月、ユーロ圏各国当局が有していた銀行監督権限が ECB に集約された。SSM では、ECB が、ユーロ圏全ての国の銀行

<sup>11</sup> 大内聡、鈴木敬之、「EU 諸国の預金保険制度の最近の動向について—イギリス、フランス、スペイン—」、預金保険機構『預金保険研究』(第 19 号)、2016 年 5 月、p.85 <https://www.dic.go.jp/content/000010220.pdf>

<sup>12</sup> [https://finance.ec.europa.eu/banking-and-banking-union/banking-union/single-resolution-mechanism\\_en](https://finance.ec.europa.eu/banking-and-banking-union/banking-union/single-resolution-mechanism_en)、黒川洋行、「EU 銀行同盟における単一破綻処理メカニズムの運用と課題」、『証券経済研究』第 121 号 (2023.3)

を直接的または間接的に監督する。ECB が直接監督するのは、(a) 総資産が 300 億ユーロ以上、(b) 特定の 1 カ国もしくは EU の経済において影響力が大きい、(c) 総資産が 50 億ユーロ以上、かつ、2 国以上の EU 加盟国に対するクロスボーダー資産（或いは負債）の総資産（或いは総負債）に占める割合が 20% 超、(d) 公的支援を受け入れた機関、のいずれかを満たした銀行であり、「重要度の高い銀行（significant institutions）」と呼ばれる。2026 年 2 月 27 日時点で、ユーロ圏に所在する 112 行が重要度の高い銀行に該当する<sup>13</sup>。112 行以外の「重要度の低い銀行（less significant institutions）」については、各国の金融監督当局（National Copetent Authority, NCA）による監督を通じて、ECB が間接的に監督する。

図表 3： ECB の直接監督基準と該当するフランスの銀行（2026 年 2 月時点）

要件	概要	該当する銀行(グループ)
規模 Size	総資産が 300 億ユーロ以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>• BNP Paribas S.A.</li> <li>• BofA Securities Europe SA</li> <li>• BPCE S.A.</li> <li>• Bpifrance</li> <li>• Confédération Nationale du Crédit Mutuel</li> <li>• Crédit Agricole S.A.</li> <li>• HSBC Continental Europe</li> <li>• La Banque Postale</li> <li>• <b>Promontoria 19 Coöperatie U.A.</b></li> <li>• RCI Banque SA</li> <li>• SFIL S.A.</li> <li>• Société Générale S.A.</li> </ul>
経済的重要性 Economic importance	特定の 1 カ国もしくは EU の経済において影響力が大きい	
事業の越境性 Cross-border activities	総資産が 50 億ユーロ以上、かつ、2 国以上の EU 加盟国に対するクロスボーダー資産（或いは負債）の総資産（或いは総負債）に占める割合が 20% 超	
直接公的金融支援 Direct public financial assistance	欧州安定メカニズム（European Stability Mechanism）または欧州金融安定ファシリティ（European Financial Stability Facility）からの公的支援を要求した、もしくは受け入れたことがある。	

(注) 「経済的重要性」は、ECB が各国の経済にとっての各行の①重要性②相互接続性③代替性④複雑性を判断して決定する。

(出所) ECB ウェブサイト<sup>14</sup>、ECB, List of supervised entities - Cut-off date 1 January 2026 を基に作成

フランスでは、SSM の導入に際し、ECB と ACPR の協力関係を規定した「単一監督メカニズムを信用機関に適用するための法規における各種条項に関する 2014 年 11 月 6 日付政令第 1332 号」（Ordonnance No. 2014-1332 du 6 novembre portant diverses dispositions d'adaptation de la législation au mécanisme de surveillance unique des établissements de crédit）が制定されている<sup>15</sup>。

図表 4： フランスにおける個人金融関連の監督当局

金融機関の業態・種類	監督官庁	監督に関する法規
商業銀行	健全性監督破綻処理機構 欧州中央銀行	政令第 2010-76 号 政令第 2014-1332 号
相互・協同組合銀行	同上	同上
市町村信用金庫	同上	同上

(出所) ACPR ウェブサイト<sup>16</sup>、Hogan Lovells, “French Legal and Regulatory Update – November 2014”, p.3、フランス政府法律データベースを基に作成

<sup>13</sup> ECB, List of supervised entities - Cut-off date 1 January 2026  
<https://www.bankingsupervision.europa.eu/framework/supervised-banks/html/index.en.html>

<sup>14</sup> <https://www.bankingsupervision.europa.eu/banking/list/criteria/html/index.en.html>

<sup>15</sup> フランス政府法律データベース <https://www.legifrance.gouv.fr/loda/id/JORFTEXT000029717034>

<sup>16</sup> <https://acpr.banque-france.fr/en/acpr/about-acpr/history>

<sup>17</sup> <https://www.legifrance.gouv.fr/loda/id/JORFTEXT000021719945>、

<https://www.legifrance.gouv.fr/loda/id/JORFTEXT000029717034>

フランスの預金保険機関は、預金保証・破綻処理基金（Fonds de Garantie des Dépôts et de Résolution, FGDR）である。FGDRは、1999年6月25日付貯蓄と金融保証に関する法律第99-532号（Loi n°99-532 du 25 juin relative à l'épargne et à la sécurité financière）に基づき、全金融機関をカバーする私法上の法人（民間）として設立された（預金保険制度は1980年に開始）<sup>18</sup>。欧州経済圏外の外国銀行支店を含めた銀行が強制加盟の対象となっており、加盟金融機関は1,157で、その多くは複数のスキームに参加している。加盟機関の種別内訳は、預金保証（Deposit guarantee）327機関、証券保証（Securities Guarantee）291機関、保証人保証（Guarantee of Guarantees）256機関、破綻処理基金（National Resolution Fund）89機関となっている（2024年12月31日時点）<sup>19</sup>。対象となる預金は①当座預金、②普通預金、③定期預金、④外貨預金、⑤欧州経済圏内の外国支店の預金であり、対象外となるのは①生命保険契約、②年金、③無記名預金、④暗号資産等となっている<sup>20</sup>。

欧州連合（European Union, EU）は1994年に預金保険システムに関する指令（英名 Directive 94/19/EC of the European Parliament and of the Council of 30 May 1994 on Deposit-Guarantee Schemes、欧州共同体指令94/19）を公表し、預金保険システムを整備するとともに、欧州共同体加盟国に本店を有する銀行の他の加盟国内の支店については本国の預金保険システムがその責任を負うことを定めた。これを受け、フランスでは通貨金融法典を改正し、フランスにおいて免許を受けた金融機関は全ていずれかの預金保険システムに加盟すべきことを定めた。なお、付保限度額は2010年12月末にEU預金保険指令の改正に伴い、1金融機関、1預金者につき、10万ユーロ（利息は内数）となった。また、認可を受けた金融機関が保護預りする有価証券については7万ユーロまでが保護の対象となる<sup>21</sup>。

欧州銀行同盟の創設に伴い、預金者保護の強化、預金保証制度の調査、金融の安定化を図るため、2014年に改正預金保証制度指令（Directive 2014/49/EU）が制定された。改正指令は「最大限の調和の原則（principle of maximum harmonization）」に基づき、預金の保証限度額を「一律」10万ユーロ（預金者1人が1つの銀行に対して有する預金口座の合算に対しての限度額）としており、各国の裁量によって保証限度額を10万ユーロより引き上げることは認めていない。改正預金保証制度指令の制定に伴い、フランスでは2015年10月27日付省令<sup>22</sup>により、改正預金保証制度指令で定められた預金保証制度が、通貨金融法典へ組み入れられた。

<sup>18</sup> 2013年に前身のFGD（Fonds de Garantie des Dépôts）から名称が変更。

<sup>19</sup> FGDR ウェブサイト <https://www.garantiedesdepots.fr/fr/a-propos-du-fgdr/chiffres-cles-du-FGDR>

<sup>20</sup> 日本預金保険機構『令和3年度 預金保険機構年報』、p.137 <https://www.dic.go.jp/content/000030083.pdf>

<sup>21</sup> FGDR ウェブサイト <https://www.garantiedesdepots.fr/en/discover-my-guarantees/i-own-securities>

<sup>22</sup> “Arrêté du 27 octobre 2015 relatif à la mise en œuvre de la garantie des dépôts, au plafond d'indemnisation et aux modalités d'application de l'article L. 312-4-1 du code monétaire et financier”（フランス政府法律データベース <https://www.legifrance.gouv.fr/affichTexte.do?cidTexte=JORFTEXT000031396841&categorieLien=id>）

## 第2章 郵便貯金の概要

### 1. 設立目的・沿革概要

フランスにおいて、郵便局は地方に郵便サービスや金融サービスを提供する数少ない公共サービスの拠点として、重要な役割を担ってきた。フランスはドイツなどと比較すると、都市部を除けば人口密度が低く（2023年：ドイツ 238人/km<sup>2</sup>、イタリア 199人/km<sup>2</sup>、フランス 127人/km<sup>2</sup>）<sup>23</sup>、民間銀行が拠点を置かない地域が多いことも、郵便局による金融サービス提供が重視される理由の一つである。

フランスの郵便貯金業務の歴史は長く、19世紀まで遡る。一般大衆の貯金を受け入れることを目的として、1818年に最初の民営の貯蓄銀行であるパリ貯蓄金庫が設立された。貯蓄銀行は主に都市部で展開し、より人口の多い農村部では利用が困難であったため、1881年4月に郵便局を貯蓄金庫として活用する法律によって、郵便電気通信大臣管轄下にある国家機関として郵便貯蓄金庫（la Caisse nationale d'épargne postale、CNE）が設立された。これが、フランスにおける郵便貯金の始まりであった<sup>24</sup>。

郵便貯蓄金庫はその後国民貯蓄金庫（la Caisse nationale d'épargne、CNE）に名称変更し、1918年には預入限度額のある通帳貯金口座の取扱いを開始、これが現在のA通帳預金（Livret A）の元となっている<sup>25</sup>。A通帳預金は非課税扱いのフランスを代表する貯蓄商品であり、郵便局において提供される貯蓄商品の中心的な存在である。

現在の郵便局であるラ・ポスト（La Poste）は、フランス政府から独立した法人格を持つ公共事業体として1991年1月に誕生した。それまでフランスの郵便貯金業務は、郵便電気通信省が監督していたが、1990年7月2日の法令第90-568号により、郵便事業及び郵政金融事業は、ラ・ポストが所管することとなった。

フランスでは、2009年までに郵便サービス市場を自由化することを目指した欧州連合（EU）指令（Directive 97/67/EC, Directive 2002/39/EC）を受け、2005年5月に郵便サービスの規制に関する2005年5月20日付法律第516号（Loi n° 2005-516 du 20 mai 2005 relative à la régulation des activités postales）が成立した。これを受け、ラ・ポストは銀行業務の本格的な展開を目指し、郵便貯蓄銀行の設立を申請した。

2005年11月30日に金融機関・投資会社委員会（CECEI）は銀行設立を認可、2006年1月に民間銀行と同様の銀行免許を持つラ・バンク・ポスタル（La Banque Postale）が、ラ・ポストの100%子会社として設立された<sup>26</sup>。なお、ラ・バンク・ポスタルは郵便小切手口座の資金運用会社エフィポスト（Efposte）に銀行免許を付与する形で設立されている。

ラ・バンク・ポスタルは2007年1月に貸出業務を開始した。当初は住宅ローンと消費者ローンであった。他方、ラ・バンク・ポスタルの主力貯蓄商品であるA通

<sup>23</sup> World Bank ウェブサイト <https://data.worldbank.org/indicator/EN.POP.DNST>

<sup>24</sup> 郵便貯金振興会、「主要4カ国の貯蓄金融機関—イギリス・フランス・ドイツ・アメリカ—」、2007年7月

<sup>25</sup> ラ・ポスト資料 [https://www.laposte.fr/chp/mediasPdf/anniv/anniv\\_19.pdf](https://www.laposte.fr/chp/mediasPdf/anniv/anniv_19.pdf)

<sup>26</sup> 2005年12月1日付 Le Monde 記事 [http://www.lemonde.fr/economie/article/2005/12/01/la-creation-de-la-banque-postale-a-recu-le-feu-vert\\_716189\\_3234.html](http://www.lemonde.fr/economie/article/2005/12/01/la-creation-de-la-banque-postale-a-recu-le-feu-vert_716189_3234.html)

帳預金<sup>27</sup>は、他に貯蓄銀行とクレディ・ミュチュエル（Crédit Mutuel）しか取り扱えなかったものが、2008年8月4日に発出された経済の現代化に関する法律第776号（Loi n° 2008-776 du 4 août 2008 de modernisation de l'économie）によって通貨金融法典が改訂されたことにより、2009年1月1日以降、全ての銀行で取り扱うことができるようになった。これは、非課税貯蓄商品の発行を特権的に3機関のみに与えるのは自由競争に反しているとして、欧州委員会が廃止を求めているものである。

2010年2月9日に発出された公共法人ラ・ポスト及び郵便業務に関する法律第123号（Loi n° 2010-123 du 9 février 2010 relative à l'entreprise publique La Poste et aux activités postales）では、第1条においてラ・ポストは株式会社に転換される旨が規定され、2010年3月1日に株式会社化が実現した。ラ・ポストの株式は、2020年3月4日以降、政府が34%、CDCが66%を保有している<sup>28</sup>。

ラ・ポストは前記の法律第123号によって、2011年1月から15年間にわたって郵便業務のユニバーサル・サービス義務を課されている。これに加えて、17,000以上の郵便局ネットワークを保有することや、地方・低所得の地域（underprivileged area）・山間部に郵便局ネットワークを展開することが求められている。ラ・バンク・ポスタルについては、2008年経済現代化法により、要望に応じたA通帳預金口座の開設、1.5ユーロからの預金受入または引出、社会保障費の受取や公共料金の口座振替など基本的なサービスの提供を義務付けられている<sup>29</sup>。

2010年8月にはラ・バンク・ポスタルは経済産業雇用省（Ministère de l'Economie, de l'Industrie et de l'Emploi）の認可を得て、法人向け金融サービスの提供が可能となり、企業向けや自治体向けの貸出を開始した。2011年9月以降は、中小企業やマイクロビジネス、NPO、ハウジングアソシエーションなどへのファイナンス業務を開始した。こうしてラ・バンク・ポスタルはリテール金融機関としての活動を本格化させていった<sup>30</sup>。

ラ・ポストは政府が34%、CDCが66%の株式を保有する事実上の国有企業であり、法律上4つの公共サービスに関する責務を帯びている。第一は、郵便のユニバーサル・サービス提供で、例えばラ・ポストは週6日の集配頻度が保たれている。第二は地域発展への貢献、第三は報道資料等の地域への配布、第四は金融サービスへのアクセス確保、となっている<sup>31</sup>。第四の責務については、ラ・バンク・ポスタルを通じて実施している。

## 2. 経営形態

ラ・バンク・ポスタルはラ・ポストの100%子会社として2006年に設立された。2024年末時点で1,000万の顧客を有している<sup>32</sup>。公共性の高い金融機関として、手頃な価格で、利用可能な商品とサービスの提供を通じ、持続的な金融取引を支援することを目標としている。

<sup>27</sup> クレディ・ミュチュエルでは Livret Bleu という呼称。

<sup>28</sup> Le Groupe La Poste, "2024 Universal Registration Document Annual Financial Report", p.6

<sup>29</sup> Le Groupe La Poste, "2024 Universal Registration Document Annual Financial Report", p.112

<sup>30</sup> Le Groupe La Poste, "Registration Document 2011", p.37

<sup>31</sup> Le Groupe La Poste, "2024 Universal Registration Document Annual Financial Report", p.106~

<sup>32</sup> La Banque Postale, "Universal Registration Document and Annual Financial Report 2024" p.4

ラ・バンク・ポスタルは多くの子会社を有し、ラ・バンク・ポスタル・グループを形成している。グループの事業は、国内バンカシュアランス部門（Bancassurance France）、海外バンカシュアランス部門（International Bancassurance）、法人・投資銀行部門（Corporate and Local Development Banking）、資産運用部門（Wealth and Asset Management）の4つに分かれている。100%子会社のSF2（holding des activités bancaires, 持株会社）が保険事業とアセットマネジメント等の子会社24社の持ち株会社となっていたが、2021年にはラ・バンク・ポスタルに統合された。グループ事業の核となる国内バンカシュアランス部門では、預金業務、小切手業務、住宅ローン業務、消費者ローン業務を取り扱っている。総資産7,408億ユーロの内、貸出が1,290億ユーロで17%を占めており、うち住宅ローンが約6割を占める<sup>33</sup>。

生命保険や損害保険、投資信託等の商品については、100%子会社であるCNP（CNP Assurances）<sup>34</sup>の保険商品を中心に販売している。CNPは郵便局以外に貯蓄銀行にも保険商品を提供しており、LBP PrévoyanceやLBP Conseil en Assurances等の子会社の保険事業を統合する方向にある<sup>35</sup>。

2018年8月、フランス経済財務省は「企業の成長・変革のための行動計画に関する法案（通称PACTE法案）」の一環として、ラ・ポストとCDCおよびBpifranceの統合を含む、大規模な公的金融機関の創設プロジェクトを発表した。このプロジェクトは、ラ・ポストを通じて全ての国民に対しデジタルサービスや高齢者支援を含む質の高い金融サービスを平等に提供することにより、格差を是正することを目的としている。大規模な公的金融機関の創設は、それぞれの金融機関が有するスキルやノウハウを共有し強化することで、地方自治体や企業、個人の幅広いニーズに対応することを可能にするという。

2020年3月4日付けのラ・バンク・ポスタルとCNPの各ニュースリリースによると、同日、CDCとフランス政府が保有するCNPの株式がラ・バンク・ポスタルに移管され、ラ・バンク・ポスタルがCNP株式の62.13%を保有する筆頭株主となった。同時に、CDCはフランス政府が保有するラ・ポスト株式の一部を取得し、ラ・ポスト株式の66%を保有する支配株主となった<sup>36</sup>。ラ・バンク・ポスタルは、2021年12月にはBPCEグループよりCNP株式の譲渡を受け、2022年5月のCNP株式公開買付を経て6月にはCNPを上場廃止とし、完全子会社化を実現した<sup>37</sup>。これらの動きは、ラ・バンク・ポスタルが目指す包括的で多様な銀行保険グループの構築という戦略目標に沿ったものとなっている。

富裕層向けサービスを含むアセットマネジメント部門としては、LBP AM（旧ラ・バンク・ポスタル・アセットマネジメント）がある。LBP AMには、ラ・バンク・ポスタルが75%（マラコフ・メデリック（Malakoff-Médéric）が保有していた株式5%を2022年に取得）、エイゴン・アセット・マネジメント（Aegon Asset

<sup>33</sup> La Banque Postale, "Universal Registration Document and Annual Financial Report 2024" p.407

<sup>34</sup> CNP Assurances ウェブサイト <https://www.cnp.fr/en/the-cnp-assurances-group/who-we-are/what-we-do/our-business>

<sup>35</sup> 2021年10月28日付CNPプレスリリース <https://www.cnp.fr/en/the-cnp-assurances-group/newsroom/press-releases/2021/la-banque-postale-and-groupe-bpce-intend-to-streamline-their-shareholding-relationships-and-strengthen-their-industrial-partnerships>

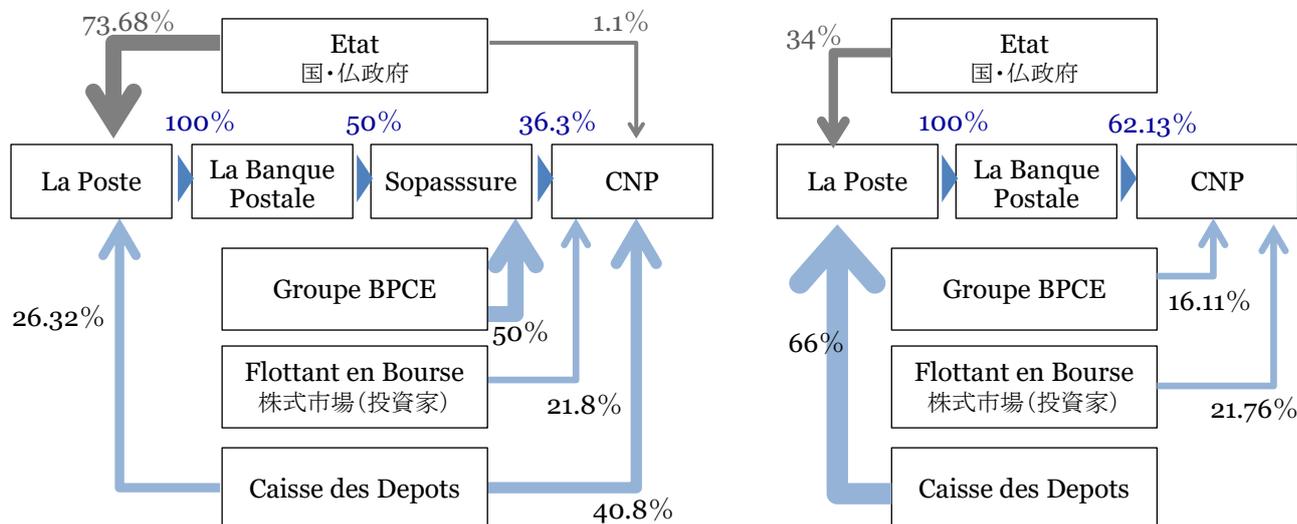
<sup>36</sup> 2020年3月4日付La Banque Postale プレスリリース <https://www.labanquepostale.com/newsroom-publications/actualites/2020/constitution-grand-pole-financier-public-2020.html>

2020年3月4日付CNPプレスリリース <https://www.cnp.fr/en/the-cnp-assurances-group/newsroom/press-releases/2020/changes-in-cnp-assurances-shareholder-base>

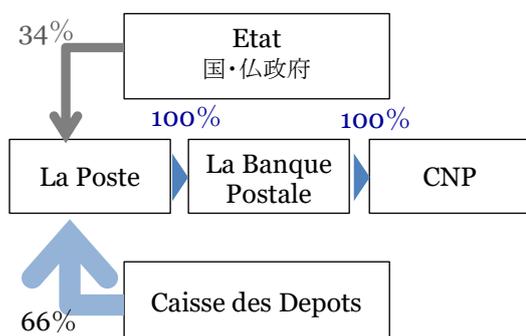
<sup>37</sup> La Banque Postale, "Universal Registration Document and Annual Financial Report 2022", p.20

Management) が 25% 出資している。2024 年 12 月末の運用資産残高は 740 億ユーロとなっている<sup>38</sup>。

(参考) ラ・ポスト、CNP の株主構成 (2018 年末時点) 創設プロジェクトのイメージ (2020 年 3 月時点)



< 現状 (2022 年 6 月以降) >



(注) %は株主構成を示す。(出所) 各種報道より作成

### 3. 金融サービス提供の形態

#### (1) 郵便事業会社、郵便局運営会社との受委託関係

郵便局では、ほぼ全ての窓口において金融商品を提供しており、ラ・バンク・ポスタルは、ラ・ポストに委託手数料を支払う契約を締結している。

ラ・バンク・ポスタルの業務には、19,382 人のラ・ポストの職員と 14,512 人のラ・バンク・ポスタルおよびグループ職員、の計 32,740 人が従事している<sup>39</sup>。アクティブユーザーは約 1,000 万人の個人顧客及び約 16,000 社の法人顧客 (大企業 285 社、公共セクター・非営利団体 8,865、金融機関 227、中小・中堅企業 6,723 社) を擁している (いずれも 2024 年 12 月末)<sup>40</sup>。

<sup>38</sup> La Banque Postale, "Universal Registration Document and Annual Financial Report 2024", p.46

<sup>39</sup> La Banque Postale, "Universal Registration Document and Annual Financial Report 2024", p.5, 60, 61

<sup>40</sup> La Banque Postale, "Universal Registration Document and Annual Financial Report 2024", p.43

図表 5 : ラ・バンク・ポスタルの組織構成及び業務分類

LA BANQUE POSTALE GROUP			
BANCASSURANCE FRANCE		INTERNATIONAL BANCASSURANCE	
La Banque Postale <sup>(1) (2)</sup>	-	CNP Assurances Holding	100%
Ma French Bank	100%	(Group's international business)	
La Banque Postale Consumer Finance	100%		
La Banque Postale Leasing & Factoring <sup>(2)</sup>	100%		
EasyBourse	100%		
SOFIAP	66%		
La Banque Postale Home Loan SFH <sup>(2)</sup>	100%		
CNP Assurances Holding (Group's business in France)	100%		
WEALTH AND ASSET MANAGEMENT		CORPORATE AND LOCAL DEVELOPMENT BANKING	
Louvre Banque Privée	100%	La Banque Postale <sup>(1) (2)</sup>	-
Louvre Banque Privée Immobilier Conseil	100%	La Banque Postale Leasing & Factoring <sup>(2)</sup>	100%
LBP AM	75%	La Banque Postale Home Loan SFH <sup>(2)</sup>	100%
La Financière de l'Échiquier	75%	LBP Dutch Mortgage Portfolio 1 BV	100%
		LBP Dutch Mortgage Portfolio 2 BV	100%
		FCT Elise 2012	95%
		eZyness	100%
CORPORATE CENTRE			
115K	100%		
SCI CRSF Metropole	100%		
SCI Tertiaire Saint Romain	100%		

(注) (1) : 親会社。

(2) : 管理会計上、複数の事業部門に割り当てられている組織。

(出所) La Banque Postale, "Universal Registration Document and Annual Financial Report 2024" P.30

## (2) 直営局、提携局における金融サービスの提供状況

フランスには 2024 年 12 月末時点で 16,896 の郵便局がある。郵便局のうち、直営局 (Post Offices) は 6,606 局あり、直営局では郵便、小包、金融サービス等のあらゆるサービスを提供している。提携郵便局 (Partnerships) は 10,290 局あるが、これらは、地方郵便局 7,153 局 (La Poste local postal agencies) と、取次郵便局 3,137 局 (La Poste Relais) に分かれる<sup>41</sup>。図表 6 のとおり直営局が提携郵便局に置き換わっており、およそ 6 割を提携郵便局が占めている。

<sup>41</sup> Le Groupe La Poste, "2024 Universal Registration Document Annual Financial Report", P.93

図表 6: ラ・ポストの直営局数・提携局数推移

	直営局		提携局		総数	
	局数	構成比	局数	構成比	局数	構成比
2013年	9,692	57%	7,360	43%	17,052	100%
2014年	9,559	56%	7,496	44%	17,055	100%
2015年	9,254	54%	7,827	46%	17,081	100%
2016年	8,835	52%	8,298	48%	17,133	100%
2017年	8,414	49%	8,686	51%	17,100	100%
2018年	8,145	47%	9,093	53%	17,238	100%
2019年	7,741	46%	9,266	54%	17,007	100%
2020年	7,566	45%	9,377	55%	16,943	100%
2021年	7,298	43%	9,740	57%	17,038	100%
2022年	7,001	40%	10,320	60%	17,321	100%
2023年	6,761	38%	10,217	58%	17,649	100%
2024年	6,606	39%	10,290	61%	16,896	100%

(出所) Le Groupe La Poste 各年年報

地方郵便局は、ラ・ポストとフランス政府およびフランス市長連合会（French Mayors Association）との包括枠組み協定（地方郵政網協定：Local postal coverage agreement）に基づいて運営されている。同協定には、地方公共団体とその連合体は地方の郵便をカバーする公共サービスを引き受けると定められており、これにより地方郵便局は、郵便（切手、記録郵便、郵便留置き等）、小包（包装用品の販売、引受、取り集め）、及び各種金融サービスといった郵便局サービスの大半を提供している。地方郵便局は、ラ・ポストと協定を締結した地方公共団体又はその連合体により雇用された地方の職員により管理されており、彼らは地方政府管理規定の管理下に入る。

図表 7: 地方郵政網協定の概要

	国レベル	県レベル
協定署名者	政府（経済財政省等）、フランス市長会(Association of French Mayors)、ラ・ポスト	
責任機関	国家郵政網監視委員会(National Observatory of Postal Coverage)	地方郵政網に関する県委員会 (Departmental Commission on Local Postal Coverage, CDPPT)
委員会メンバー	政府、フランス市長会、ラ・ポスト、デジタル・郵便サービス上級委員会が6名ずつ、その他2機関が2名ずつ指名（計28名）	県、地方自治体等地域の代表者、ラ・ポストの代表者
ミッション	郵政ネットワークの開発、革新的な技術の評価・調査・促進、県レベルの地方郵政網協定の実施状況の監視等	県内地域開発のため、ラ・ポストによるアクセス標準の遵守を確実なものとする等
時期	2008年から2022年までに5回の協定締結が行われた。最近では、6回目の協定締結（2023-2025）が2023年2月に行われた。	
投資	<ul style="list-style-type: none"> <li>「郵政公平化基金（the postal equalization fund）」<sup>42</sup>から、累計24億ユーロ超が投入された。</li> <li>2023年～2025年までの期間には、各年最高1.77億ユーロを投入。</li> </ul>	
基金の使途	郵政ネットワークの開発、運営費、施設改修費、訓練費等	

(出所) "Contrat de Presence Postale Territoriale 2023-2025", AMF ウェブサイト<sup>43</sup>

<sup>42</sup> 地方郵政網の維持のための支出を補うことを目的とした基金。ラ・ポストに対する地方税減免措置を財源としている。

<sup>43</sup> <https://www.amf.asso.fr/documents-contrat-presence-postale-territoriale-2023-2025/41572>

図表 8: 地方郵政網協定に基づく金融サービス内容

種別	サービス	地方郵便局	取次郵便局
		La Poste Local Postal Agency	La Poste Relais
郵便当座預金 (CCP)	口座開設	×	×
	小切手発行	×	×
	引出	直近 7 日間の合計で 500 ユーロまで	直近 7 日間の合計で 150 ユーロまで
	支払	直近 7 日間の合計で 500 ユーロまで	×
規制貯蓄商品 (注)	CNE (国民貯蓄金庫) 口座に係る全ての手続	直近 7 日間の合計で 500 ユーロまでの引出/預入	直近 7 日間の合計で 150 ユーロまでの引出
その他金融サービス	保険		
	住宅貯蓄 (PEL)	×	×
	投信 (SICAV)		
株式	株式購入	×	×

(注) 対象は、A 通帳預金 (Livret A)、安定経済発展通帳預金 (LDDS)、庶民通帳預金 (LEP)、青少年通帳預金 (LJS) 44。

(出所) "Contrat de Presence Postale Territoriale 2023-2025"45 p.48

取次郵便局は、ラ・ポストが商店主や事業者に対し、郵便サービスや金融サービス（ラ・バンク・ポスタルの振替口座、A 通帳預金口座保有者による 1 週間につき 150 ユーロまでの払戻）をラ・ポストに代わり提供することを委託し、それに対し、固定費、手数料を支払うことについて、商工会議所、タバコ販売連合会等と協定を締結しているものである。地方の小都市では、提携先の商店主や事業者を選定し、大都市では、利用者のライフスタイルや新たなニーズに応えるため、Carrefour や Intermarche、Casino グループ、Auchan などの大手小売事業者と委託契約を締結している。

### (3) ラ・ポスト・グループの経営状況

ラ・ポスト・グループの経営状況は下図の通りである。事業は、郵便部門 (services-mail-parcels)、国際速達小包部門 (GeoPost)、金融部門 (La Banque Postale)、個人顧客・デジタルサービス部門 (Retail Customers and Digital services) の 4 つに分かれている。収益面では、2024 年 12 月期のグループ全体の売上高 (346 億ユーロ) のうち、国際速達小包部門が 158 億ユーロと最大のシェアを占めており、金融部門は 76 億ユーロである。

44 <https://particuliers.banque-france.fr/info-banque-assurance/epargne/les-livrets-depargne-bancaire>

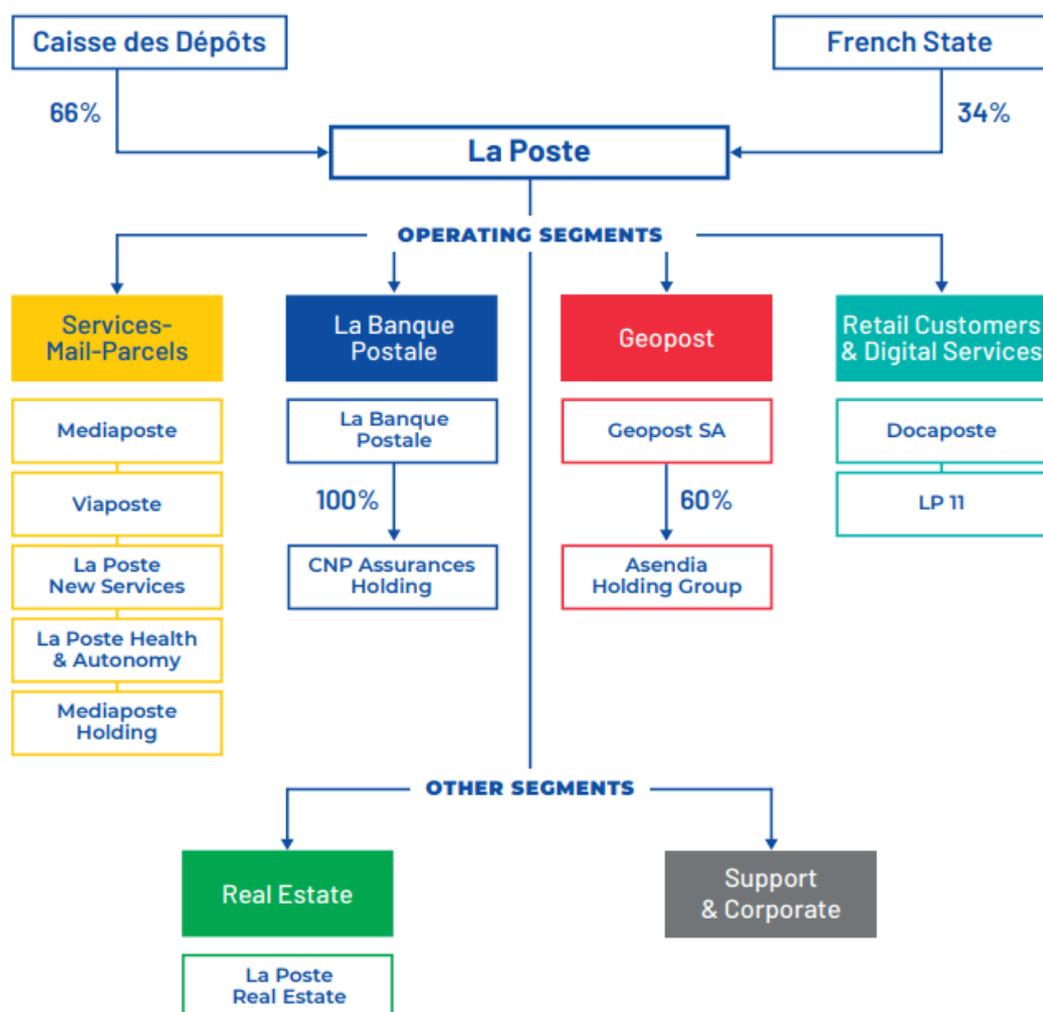
45 <https://medias.amf.asso.fr/docs/DOCUMENTS/b59f77dacbb4402638cf825faeabb156.pdf>

図表 9 : ラ・ポスト・グループの経常収益のセグメント内訳

2024 reported (in € millions)	Services- Mail- Parcels	Geopost	La Banque Postale	Retail Customers & Digital Services	Real Estate	Support & Corporate	Unallocated	Elim.	Total
External revenue & NBI	7,974	15,664	7,514	3,158	116	0	144	-	34,569
Intersegment revenue & NBI	2,091	132	41	3,240	837	1,310	0	(7,652)	-
<b>Operating revenue</b>	<b>10,064</b>	<b>15,796</b>	<b>7,554</b>	<b>6,398</b>	<b>954</b>	<b>1,311</b>	<b>144</b>	<b>(7,652)</b>	<b>34,569</b>

(出所) Le Groupe La Poste, “2024 Universal Registration Document Annual Financial Report”, p125

図表 10 : ラ・ポスト・グループの組織構成 (2024 年 12 月末時点)



(出所) Le Groupe La Poste, “2024 Universal Registration Document Annual Financial Report”, p.54 を基に作成

#### (4) 店舗・ATM 設置戦略

2014～2020 年の中期戦略「La Poste 2020 : Conquering the future」に基づき、ラ・ポスト・グループでは直営局を減らし、提携郵便局を増やしてきた<sup>46</sup>。2013 年には直営局は 9,692 局であったところ 2024 年には 6,606 局に減少したが、提携郵便局は 7,360 局から 10,290 局へと増加した。また同戦略中で掲げられたデジタル化の推進計画に基づき、デジタル化を通じた顧客接点改善の一環として、2019 年 7 月よりモバイル専門バンク「マ・フレンチ・バンク (Ma French Bank)」のサービスを開始したが、2025 年に事業終了した。

並行して銀行 ATM を始めとした、銀行・郵便窓口手続きの自動化／セルフ化のためのターミナルが積極的に導入されてきた。2021 年 2 月に策定された 2030 年に向けたラ・ポスト・グループの長期戦略「La Poste 2030 : Committed to you」は、郵便局のプレゼンス向上を店舗展開の他、デジタル化や人的ネットワークの拡充によって図るとしており、2025 年までに 8 億ユーロを投じて店舗網の近代化やデジタル化を進めている<sup>47</sup>。なお、2027 年までに 7,000 の郵便局の近代化を予定している<sup>48</sup>。

2022 年には 441 カ所の郵便局を近代化すると共に、新世代の郵便局 9 カ所を初めて開設した。新世代の郵便局は、ユニバーサル・サービスの提供を基本としつつ、各局の地域性や顧客の期待、従業員のニーズに応じたサービスをデジタル機器も活用しながら強化したオフィスで、2024 年までに新たに 80 カ所を開設する予定である<sup>49</sup>。新オフィスでは、顧客は銀行アドバイザーとのビデオ会議等の約束や口座の確認、銀行口座証明 (RIB) の編集等が端末でできるようになり、銀行アドバイザーの営業プロセスも電子化により簡素化される<sup>50</sup>。

#### (5) DX の推進

2021 年 2 月、ラ・ポストは 2030 年に向けた長期戦略として「La Poste 2030 : Committed to you」を発表した。今後 10 年に亘る変革について 7 つの戦略を掲げ、その第 3 の戦略として「デジタルトランスフォーメーションを加速し、デジタル・トラスト・サービスとデジタル包摂の推進を目指す」としている<sup>51</sup>。

ラ・バンク・ポスタルでは、ラ・ポストの新戦略に基づき「New Strategic Plan 2030」を 2021 年 3 月に発表し、顧客、市民、従業員のいずれからも選ばれる銀行となることを目標としている<sup>52</sup>。顧客向けには「リモートサービスの分野で 2023 年までに全仏で 3 位以内に入ること」、「すべてのサービスで 2025 年までに上位 3 行に入ること」、市民向けには「環境、社会、地域課題に加えて、デジタルトランスフォーメーションに貢献すること」を優先目標としている。そしてそれらの実現にむけて従業員をプロジェクトの中心に据え、年間 30 万日以上研修を通じてサポートするとしている。目標達成のために、「La Banque Postale、Ma French

<sup>46</sup> Le Groupe La Poste, “2020 Universal Registration Document Annual Financial Report”, p.65

<sup>47</sup> Le Groupe La Poste, “2022 Universal Registration Document Annual Financial Report”, p.69

<sup>48</sup> [https://le-groupe-laposte.cdn.prismic.io/le-groupe-laposte/bba7f294-7cb1-402f-9019-0481d9b4478b\\_Dossier+de+presse\\_La+Poste+bGPN.PDF](https://le-groupe-laposte.cdn.prismic.io/le-groupe-laposte/bba7f294-7cb1-402f-9019-0481d9b4478b_Dossier+de+presse_La+Poste+bGPN.PDF)

<sup>49</sup> Le Groupe La Poste, “2022 Universal Registration Document Annual Financial Report”, p.73

<sup>50</sup> 2022 年 11 月 16 日付 La Poste プレスリリース“La Poste déploie une nouvelle génération de bureaux de poste”

<sup>51</sup> Le Groupe La Poste, “2021 Universal Registration Document Annual Financial Report”, pp.16-17

<sup>52</sup> La Banque Postale, “Plan stratégique 2030”ウェブサイト <https://www.labanquepostale.com/newsroom-publications/actualites/2021/plan-strategique-2030-la-banque-postale.html>

Bank、BPE ブランドによるリテール・バンキングの強化」、「資産運用の LBF AM と保険の CNP Assurances による事業の多様化」、「イノベーションファンド設立によるスタートアップ支援」の 3 つの柱を掲げている。

2019 年 7 月に開業した Ma French Bank はモバイル専用のデジタルバンクブランドであり、若年層を主なターゲットとしていた。2022 年時点の顧客数は 60 万人（前年比 41% 増）におよび<sup>53</sup>、2025 年に顧客数 130 万人を目指し<sup>54</sup>、2020 年には 12~17 歳向けの「WeStart」口座サービスの提供を開始するなど、若年層向けのメニューを強化していた<sup>55</sup>。2022 年には、「Youth Pass」というデジタルプラットフォームによる 18~29 歳の口座保有者に向けた各種サービス提供が開始され、同年中に 20 万人近くの顧客を獲得した<sup>56</sup>。しかしながら、2023 年以降、収益性の低下によりラ・バンク・ポスタルは Ma French Bank の閉鎖を決定し、2025 年 7 月に事業終了、顧客は本人が選択した別銀行もしくはラ・バンク・ポスタルに移管された<sup>57</sup>。

#### 4. 預金業務概要

普通預金口座に加えて、非課税の通帳型の貯金口座として、A 通帳預金（Livret A）がある。これはフランスの伝統的な通帳型の貯金口座であり、集められた預金は CDC に預託される。口座維持に係る手数料は徴求しておらず、EU の国家補助ルールに基づいた政府からの助成金（2024 年は 2.9 億ユーロ<sup>58</sup>）とラ・バンク・ポスタルのコスト負担によって運営がなされている（クレジットカード、プライベートバンキング等の収益性のあるサービスを提供することでコストの一部を吸収しているものと考えられる）。2024 年末時点での A 通帳預金の残高は 682 億ユーロであり、前年より 2.2% 増加した<sup>59</sup>。

ラ・バンク・ポスタルは全国に展開している店舗網という強みを有しているが、もともとラ・バンク・ポスタルと BPCE 傘下の貯蓄銀行（Caisses d'Epargne）並びにクレディ・ミュチュエル（Crédit Mutuel）の 3 行だけが非課税口座の中でも預金限度額が最も大きい A 通帳預金（クレディ・ミュチュエルではブルー通帳（Livret Bleu））を独占的に販売していた経緯もあり、3 行は競合関係に立っている。

また、ラ・バンク・ポスタルは、住宅購入、建築、増設、改築目的に限定した積立貯蓄である住宅貯金（Plan Epargne Logement, PEL）と通帳式の住宅貯金（Compte Epargne Logement, CEL）という 2 種類の住宅貯蓄商品を提供しており、これら PEL と CEL は原則として同じ銀行に口座を開設することを条件に 2 種類を保有することが可能となっている。2017 年末までに開設された口座の利子収入に対しては、所得税が非課税（社会保障特別税は課税）であったが、2018 年 1 月 1 日以降の口座については、所得税、社会保障特別税ともに課税となっている。

なお、ラ・バンク・ポスタルが提供する A 通帳貯金（Livret A）の最低預入額は 1.5 ユーロであり、他行の 10 ユーロと比して低く設定されている。これは、2008

<sup>53</sup> La Banque Postale, "Universal Registration Document and Annual Financial Report 2022", p.24

<sup>54</sup> La Banque Postale, "Universal Registration Document and Annual Financial Report 2021" P.13

<sup>55</sup> La Banque Postale, "Universal Registration Document and Annual Financial Report 2022", p.57

<sup>56</sup> La Banque Postale, "Universal Registration Document and Annual Financial Report 2022", p.36

<sup>57</sup> <https://www.lejournaldefinances.com/ma-french-bank-ferme-ses-portes-la-banque-postale-perd-70-de-ses-clients/>

<sup>58</sup> Le Groupe La Poste, "2024 Universal Registration Document Annual Financial Report", p.113

<sup>59</sup> La Banque Postale, "Universal Registration Document and Annual Financial Report 2024", p.383

年経済現代化法により、ラ・バンク・ポスタルは、全ての人に対し A 通帳預金口座の開設機会を提供するという金融サービス提供義務を課せられていることを反映したものである。

A 通帳預金のほか、安定経済発展通帳預金(LDDS)、庶民通帳預金 (LEP) の半額も CDC に預託される。2024 年末時点の上記 3 預金の残高 1,232 億ユーロに対し、634 億ユーロが CDC に預託されている<sup>60</sup>。

図表 11：ラ・バンク・ポスタルが取り扱う預貯金口座一覧（2026 年 3 月）

種類	預入限度額	金利	課税	参考
A 通帳預金 Livret A	<ul style="list-style-type: none"> <li>22,950 ユーロ（元金のみ）</li> <li>最低預入金額 1.5 ユーロ（ラ・バンク・ポスタル規定）</li> </ul>	1.5%	非課税 （社会保障特別税も非課税）	<ul style="list-style-type: none"> <li>全国民（子供も含む）が 1 口座のみ開設可能、但し引出は 16 歳から可能</li> <li>金利は毎月 1 日と 16 日に計算</li> <li>最低引出金額 10 ユーロ（ラ・バンク・ポスタルのみ 1.5 ユーロ）</li> </ul>
安定経済発展通帳預金 （LDDS） Livret de développement durable	<ul style="list-style-type: none"> <li>12,000 ユーロ（元金のみ）</li> <li>最低預入金額</li> <li>残高 10 ユーロ未満は不可（ラ・バンク・ポスタル規定）</li> </ul>	1.5%	非課税 （社会保障特別税も非課税）	<ul style="list-style-type: none"> <li>全国民が 1 口座のみ開設可能。但し、1 世帯あたり最大 2 口座まで。未成年は所得があり親世帯から独立している場合は開設可能</li> <li>金利は毎月 1 日と 16 日に計算</li> <li>法律上の最低預入金額はないが、ほとんどの金融機関で 15 ユーロ</li> </ul>
庶民通帳預金 （LEP） Livret d'épargne populaire	<ul style="list-style-type: none"> <li>10,000 ユーロ（元金のみ）</li> <li>最低預入金額</li> <li>初回 30 ユーロ</li> <li>残高 10 ユーロ未満は不可（ラ・バンク・ポスタル規定）</li> </ul>	2.5%	非課税 （社会保障特別税も非課税）	<ul style="list-style-type: none"> <li>フランスでの納税者が 1 世帯 2 口座まで開設可能</li> <li>所得制限があり、2024 年口座開設については、独身の場合年収 22,419 ユーロ、配偶者がある場合一世帯で 34,393 ユーロ、子供一人当たり 5,987 ユーロ</li> <li>金利は毎月 1 日と 16 日に計算</li> <li>最低預入金額はほとんどの金融機関で 30 ユーロ</li> </ul>
青少年通帳預金 （LJS） Livret jeune	<ul style="list-style-type: none"> <li>1,600 ユーロ（元金のみ）</li> <li>最低預入金額</li> <li>初回 10 ユーロ、以後 10 ユーロ</li> </ul>	1.5%	非課税 （社会保障特別税も非課税）	<ul style="list-style-type: none"> <li>12～25 歳の国内居住者が 1 人 1 口座を無料で開設可能</li> <li>金利は毎月 1 日と 16 日に計算</li> </ul>
通帳式住宅預金 （CEL） Compte épargne logement	<ul style="list-style-type: none"> <li>15,300 ユーロ（元金のみ）</li> <li>最低預入金額</li> <li>初回 300 ユーロ</li> <li>以後 75 ユーロ</li> </ul>	1.0%	課税 所得税 12.8% 社会保障特別税 17.2% ※2018 年以前の開設口座については所得税免除	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 人 1 口座開設可能、同一銀行であれば PEL も開設可能</li> <li>CEL 積立開始より 18 ヶ月後から 23,000 ユーロを限度として政府補助金付住宅融資が可能、期間は 2～15 年</li> <li>2020 年 1 月 1 日以降に開設された CEL は利息に対して 30%の源泉課税がなされる（所得税分が 12.8%、社会保障特別税分が 17.2%）</li> <li>それ以前に開設された CEL の利息は社会保障特別税のみ対象となる</li> <li>2018 年 1 月 1 日以降開設の口座には、政府補助金付住宅ローン金利のプレミアムなし</li> </ul>
積立式住宅預金 （PEL） Plan épargne logement	<ul style="list-style-type: none"> <li>61,200 ユーロ（元金のみ）</li> <li>最低預入金額</li> <li>初回 225 ユーロ</li> <li>年間最低預入額 540 ユーロ</li> </ul>	2.0%	課税 所得税 12.8% 社会保障特別税 17.2% ※2018 年以前の開設口座については上記両税とも免除	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 人 1 口座開設可能、同一銀行であれば CEL も開設可能</li> <li>CEL と PEL を併用した場合、最大ローン金額は 92,000 ユーロ。ローン期間は 2～15 年</li> <li>最低預入期間は 4 年、最大預入期間は 10 年。</li> </ul>

（出所）フランス政府行政サービスウェブサイト、ラ・バンク・ポスタルウェブサイトを基に作成<sup>61</sup>

<sup>60</sup> La Banque Postale, "Universal Registration Document and Annual Financial Report 2024" P.474, P.386

<sup>61</sup> フランス政府行政サービスウェブサイト <https://www.service-public.fr/particuliers/vosdroits/N20376>、バンク・ポスタルウェブサイト <https://www.labanquepostale.fr/particulier/epargner/livret-epargne.html>

## 5. 口座維持手数料等の導入状況

ラ・バンク・ポスタルの個人向け普通預金口座の口座維持手数料は、月額 **2.1** ユーロ（年額 **25.2** ユーロ）である<sup>62</sup>。前述の非課税預貯金口座については、口座維持手数料は無料である。

## 6. リスク性金融商品概要

個人向け資産運用商品として、資産運用子会社（LBP AM）が投資信託の組成・管理と販売、プライベート・エクイティ投資を行っている。ラ・バンク・ポスタルは、**2021**年**11**月には社会的責任投資（SRI）へのコミットメントを強化し、一任型資産運用ビジネスにおける SRI ユニバースの達成に向けて取り組むとしている<sup>63</sup>。LBP AM は、国の認証制度に基づく「SRI ラベル」ファンドを **2024**年末時点で **390**億ユーロ運用しており<sup>64</sup>、国内でも主導的な SRI アセットマネジャーとなっている。また同社は、**2030**年までに総資産の **80%**を、**2040**年までに同 **100%**をパリ協定の低炭素化目標に合致した内容にすると表明している<sup>65</sup>。

## 7. 貸付業務概要

**2007**年から住宅ローン、**2009**年から消費者ローンの取扱いを開始し、固定金利、変動金利、返済回数や月々の返済額を変更できる商品、住宅買替えの繋ぎローンやリフォームローンなどを提供している。**2022**年**2**月には、低所得世帯向けにエネルギー移行に伴うリノベーションを目的とした新規ローンを開始した。**2024**年末の貸出残高は、住宅ローン **700**億ユーロ、消費者ローン **64**億ユーロに達している<sup>66</sup>。住宅ローンについては独自の審査・営業推進ノウハウを有するが、消費者ローンについては独自のノウハウを持たず、ソシエテ・ジェネラルと提携して商品の提供を開始した（現在はソシエテ・ジェネラル持分をラ・バンク・ポスタルが承継）。その他、郵便振替、郵便小切手、デビットカード、クレジットカード、非接触 VISA カード、オンラインの（家賃）支払いシステム「Scellius Net」などを提供している。

**2011**年から企業向け、**2012**年**6**月からは自治体向けローンの取扱いも開始している。自治体向けローンについては、CDC と連携して開発した融資スキームとなっている。さらに、法人向けに、インターネットバンキング口座や（VISA）法人カード、ウェブベースの取引システムを提供している。

なお、ラ・バンク・ポスタルは、**2021**年に、世界で初めて **2030**年までに石油・ガス部門への融資から撤退することを発表した銀行で<sup>67</sup>、**2022**年には既に同部門向けの融資残高がほぼゼロとなっている<sup>68</sup>。

<sup>62</sup> La Banque Postale, <https://www.labanquepostale.fr/content/dam/lbp/documents/tarifs/2026/tarifs-particuliers-2026.pdf>, p.3

<sup>63</sup> La Banque Postale, "Universal Registration Document and Annual Financial Report 2021" P.90

<sup>64</sup> La Banque Postale, "Universal Registration Document and Annual Financial Report 2024", p115

<sup>65</sup> La Banque Postale, "Universal Registration Document and Annual Financial Report 2024", p32

<sup>66</sup> La Banque Postale, "Universal Registration Document and Annual Financial Report 2023", p.157

<sup>67</sup> La Banque Postale, "Universal Registration Document and Annual Financial Report 2021", p.430

<sup>68</sup> La Banque Postale, "Universal Registration Document and Annual Financial Report 2022", p.541

## 8. 金融包摂への取り組み

ラ・バンク・ポスタルは、ラ・ポスト (La Poste) の 100%子会社であり、フランス全土で 16,896 カ所に展開している郵便局が拠点となっているのが強みである (2024 年 12 月末)。フランスの人口の 97.0%は自宅から 5km 以内または車で 20 分以内に郵便局が存在する<sup>69</sup>。

ラ・バンク・ポスタルには金融サービスの提供義務の一環として、金融サービスへのアクセス確保が法律上求められている<sup>70</sup>。このため、非課税の通帳型の貯金口座として、手数料なしで A 通帳預金を開設でき、このサービスの提供に関する補助金が政府より支給されている。2024 年 12 月末時点で、ラ・バンク・ポスタルの A 通帳口座の 46.9%の預金残高は 100 ユーロ未満<sup>71</sup>と少額ながら、最も利用されている貯蓄口座のひとつであるため、管理コスト負担が大きくなっている。

その他、法令及び業界団体の行動指針に基づく金融包摂への取り組みとして、金銭的な困難に直面している顧客を支援するプラットフォーム「L'Appui」を通じて、マイクロ・ローンや助言サービスを提供している。2013 年のサービス開始以来、年間 3 万人以上の顧客が助言サービスの提供を受けている (2024 年は 42,000 人)<sup>72</sup>。

## 9. 送金・決済業務概要

ラ・バンク・ポスタルでは、デビットカード、クレジットカード、小切手の決済サービス、他行との口座間送金を提供しており、2022 年初からオンラインの即時送金を無料化している<sup>73</sup>。公共料金、購読料等の支払いでは、自動口座引き落とし (SEPA Transfer<sup>74</sup>) を提供している。その他、非接触型モバイル決済 (Apple Pay、Samsung Pay)、モバイルアプリ Paylib を利用した個人間送金サービスも提供している。

その他、ウェスタン・ユニオン社 (Western Union) との提携で国際送金サービスを提供している。

## 10. インターネットバンキング

ラ・バンク・ポスタルは、2019 年 7 月よりモバイル専門バンクである「マ・フレンチ・バンク (Ma French Bank)」のサービスを開始した。

18~35 歳の若い世代を主なターゲットに設定し、1 か月あたり 2.9 ユーロの手数料を支払えば、個人間決済や複数口座を一括で管理する口座アグリゲーター、国際ブランド Visa が提供する非接触決済サービス、Ma Tirelire と呼ばれる自動貯蓄機能、提携先のフィンテック企業が開発するサービスなどを含む、最新の銀行サービスを提供していた。2023 年 12 月 18 日に子会社であったマ・フレンチ・バンクの

<sup>69</sup> Le Groupe La Poste, "2024 Universal Registration Document Annual Financial Report", p.8

<sup>70</sup> La Banque Postale, "Universal Registration Document and Annual Financial Report 2024", p.13

<sup>71</sup> La Banque Postale, "Universal Registration Document and Annual Financial Report 2024", p.226

<sup>72</sup> La Banque Postale, "Universal Registration Document and Annual Financial Report 2024", p.226

<sup>73</sup> ラ・バンク・ポスタル ウェブサイト <https://www.labanquepostale.fr/particulier/comptes-et-cartes/moyens-de-paiement/virement-sepa.html>

<sup>74</sup> SEPA は Single Euro Payment Area (単一ユーロ決済圏) の略称で、欧州連合のユーロ決済統合イニシアチブ。

売却計画を公表し、マ・フレンチ・バンクの株式持分は全額減損（1億9,400万ユーロ）された<sup>75</sup>。

## 11. 国際業務概要

CNP 統合等により、欧州（キプロス、ギリシャ、スペイン、アイルランド、イタリア、ルクセンブルク、モナコ、オランダ）および南米（アルゼンチン、ブラジル）に収益基盤を獲得した。2024年のNet Banking Income（75.5億ユーロ）に占めるフランス以外の割合は18%である<sup>76</sup>。

## 12. 付随業務概要

保険業務については、2020年に統合した保険会社CNP他の保険子会社を通じて商品を販売している。CNPはもともと国営生保であり、フランス国内の生保市場で有数の生保会社である。住宅ローン、傷害保険、ファミリー向けの損保、年金など、幅広い商品を取り扱っているが、自主的に商品開発も行っている。2023年にはCNP Assurances Holdingを設立し大手公的バンカシュアランスグループになるという戦略を前進させた<sup>77</sup>。

また、2008年から損害保険の販売も可能となり、2009年にGroupamaグループと共同でLa Banque Postale Assurances IARDを設立した。ラ・バンク・ポスタルは2020年4月7日、GroupamaグループのLa Banque Postale Assurances IARD持分を買収し、同社の完全子会社化を完了したと発表した<sup>78</sup>。

資産運用サービスについては、ラ・バンク・ポスタル子会社で2022年に創設されたLouvre Banque Privée（旧BPE）がプライベートバンキング業務を、同じく子会社のLBP AM及びTocqueville Financeが投資信託の組成・管理と販売、プライベート・エクイティ投資等の資産運用業務を行っている。2023年7月にLBP AMは、La Financière de l'Échiquier (LFDE)の買収を完了し、LBP AM、Tocqueville Finance、LFDEという認知度の高い3ブランドでの新たなグループをスタートさせた<sup>79</sup>。

また、LBP AMはラ・バンク・ポスタルおよびCNP Assurancesと共同で10億ユーロのインパクトインフラデットファンドを立ち上げ、エネルギー転換への取り組みを強化した<sup>80</sup>。

## 13. 資金運用

投資信託、証券、債券、銀行間預金、手形等の割引、中小・中堅企業向けストラクチャードファイナンス、ファイナンス・リース、住宅ローン、個人向け有担保融資、保険・再保険で資金運用している<sup>81</sup>。

<sup>75</sup> La Banque Postale, "Universal Registration Document and Annual Financial Report 2023", p.466

<sup>76</sup> La Banque Postale, "Universal Registration Document and Annual Financial Report 2024", p.402

<sup>77</sup> La Banque Postale, "Universal Registration Document and Annual Financial Report 2023", p.2

<sup>78</sup> 2020年4月7日付 Le Groupe Groupama, La Banque Postale プレスリリース

<https://presse.groupama.com/actualites/la-banque-postale-et-le-groupe-groupama-annoncent-la-realisation-de-loperation-portant-sur-la-banque-postale-assurances-iard-0b83-55f34.html>

<sup>79</sup> La Banque Postale, "Universal Registration Document and Annual Financial Report 2023", p.39

<sup>80</sup> La Banque Postale, "Universal Registration Document and Annual Financial Report 2023", p.40

<sup>81</sup> La Banque Postale, "Universal Registration Document and Annual Financial Report 2023", p.264

ラ・バンク・ポスタルは、ラ・ポスト・グループの経営方針に基づいて、持続可能な金融サービスを提供している<sup>82</sup>。グリーン・ボンドを通じた資金調達により、地球環境変動に係るプロジェクト（持続可能なモビリティ、再生可能エネルギー等）に対する融資を行っている他、商品・サービス設計において環境・社会・ガバナンス（ESG）基準を取り込んでいる。また、グリーンで責任ある金融に関する国際協定等にも積極的に署名している。

#### 14. 窓口取扱時間

郵便局の営業時間は店舗によって異なる<sup>83</sup>。パリ中央郵便局は 24 時間営業。

#### 15. 他行、地域金融機関等との協業ビジネスの展開（他業種との業務提携含む）

資産運用業務では BPCE グループと連携している。2022 年 5 月、子会社の LBPAM が保有していた Ostrum AM の株式 45% を BPCE グループ傘下の Natixis Investment Managers (Natixis IM) に売却し、同時に LBPAM と Natixis IM の間の産業資産運用パートナーシップを 2030 年まで延長した<sup>84</sup>。Ostrum AM は、2020 年 10 月に BPCE グループからラ・バンク・ポスタルに譲渡された企業である。

また、ラ・バンク・ポスタルは、社会的連携経済の担い手として、非営利団体の 10 分の 1 を顧客とし、同行アドバイザーが 4,000 の主要な非営利団体に対し、慈善事業や人道的目的を達成するために、資金調達の支援を提供している<sup>85</sup>。2021 年には政府等の補助金支給前に、非営利団体に資金を提供する前払いサービスを開始した。主要慈善団体には、Secours populaire<sup>86</sup>、Secours catholique<sup>87</sup>、Emmaüs<sup>88</sup>、Restos du cœur<sup>89</sup>、AFM<sup>90</sup>、フランス赤十字などが含まれる。

#### 16. 財務諸表

海外業務や投資銀行業務を行っていなかったため、2009 年の金融危機やその後のユーロ危機においても大きな打撃を受けることなく健全な運営を維持してきた。なお、ラ・バンク・ポスタルは、通常の銀行と同じ検査を受けている。

ビジネスライン別でみると、2024 年の業務粗利益（Net banking income）に占める比率は、国内バンカシュアランス業務（Bancassurance France）が 73%、海外バンカシュアランス（International Bancassurance）が 18%、法人・投資銀行業務（Corporate and Investment Banking）が 13%、資産運用業務（Wealth Management and Asset Management）が 6% となっている<sup>91</sup>。

<sup>82</sup> La Banque Postale, "Universal Registration Document and Annual Financial Report 2021", pp.416-420

<sup>83</sup> ラ・ポストのホームページ (<https://localiser.laposte.fr/>) 上で都市名を入力すると各店舗の営業時間を検索できる。

<sup>84</sup> La Banque Postale, "Universal Registration Document and Annual Financial Report 2023", p.29

<sup>85</sup> La Banque Postale, "Universal Registration Document and Annual Financial Report 2023", p.81

<sup>86</sup> フランス人民救済。非営利団体として、貧困・差別からの救済活動を行う。

<sup>87</sup> 貧困層を支援するためのキリスト教系の組織。

<sup>88</sup> エマウス運動。貧困と排除からの救済に向けた活動を行う。

<sup>89</sup> 愛のレストラン。慈善団体としてホームレス、低所得層に対して食事の提供等を行う。

<sup>90</sup> フランス・ミオパチー協会。筋疾患の遺伝子研究、治療法、社会的支援を通じて患者の QOL 改善活動を行う。

<sup>91</sup> La Banque Postale, "Universal Registration Document and Annual Financial Report 2024", pp.378

財務状況は総じて安定的と見られる。2024 年末の純営業利益（NBI）は前年比 4%増の 76 億ユーロとなった。全事業における好調な業績とインフレ環境下における経費削減によるプラスの経済効果による。また、帰属純利益（ANP）は銀行業務と保険業務に支えられ、前年比 19%増の 12 億ユーロとなった（図表 12）。

図表 12: ラ・バンク・ポスタルの財務実績

In € millions; reported data	2020 IFRS 4	2021 IFRS 4	2022 IFRS 17	2023 IFRS 17	2024 IFRS 17
Net banking income	7,724	8,020	6,217	7,255	7,553
Operating expenses <sup>(1)</sup>	(2,013)	(1,805)	(4,841)	(4,949)	(4,883)
Cost of risk	(674)	(268)	(219)	(201)	(231)
Cost-income ratio <sup>(2)</sup>	73.9%	70.9%	77.9%	68.2%	64.6%
<b>ATTRIBUTABLE NET PROFIT</b>	<b>4,155</b>	<b>636</b>	<b>731</b>	<b>955</b>	<b>1,186</b>

(出所) La Banque Postale, "Universal Registration Document and Annual Financial Report 2024", p. 14

### 第3章 民間リテール金融機関の概要

フランスにおけるリテール金融機関としては、ラ・バンク・ポスタル (La Banque Postale) と相互・協同組合銀行 (banques mutualistes ou coopératives) が挙げられる。このうち、フランスにおける相互・協同組合銀行としては、クレディ・アグリコル・グループ、BPCE グループ、クレディ・ミュチュエル・グループの主要3グループにより構成されている。

第1章で述べたとおり、フランスの大手行は大きく6つのグループに分かれるが、このうち4つの金融機関がリテール金融機関となる。その点ではリテール金融機関のプレゼンスが他国と比較して大きい点が、フランスの特徴と言える。

ここでは、リテール向けに特化した金融機関である相互・協同組合銀行のうち、総資産規模が最大のクレディ・アグリコル・グループを取り上げる。

相互・協同組合銀行 (banques mutualistes) は、もともと個人や中小企業などが出資者として地域毎に営業していたが、相次ぐ合併と株式会社化で規模が大きくなっており、英国の信用組合やドイツの信用協同組合とは異なり、零細な組織とは言えない存在となっている。

例えば、主要協同組合銀行の最大手であるクレディ・アグリコル・グループは、本来は組合員である農業従事者に特化した公的性格の強い信用機関であったが、2000年代初の株式会社化や上場、M&Aを通じて民間のグローバル金融コングロマリットへの変貌を遂げてきた<sup>92</sup>。

相互・協同組合銀行の最大のライバルは、最も拠点数が多いリテール金融機関であるラ・バンク・ポスタルであると言える。ラ・バンク・ポスタルは、最近になって法人分野に進出しているのに対し、相互・協同組合銀行では伝統的に中小企業オーナーが組合員として支えており、中小企業ローンや中小企業オーナー向けのプライベートバンキングではラ・バンク・ポスタルよりも強みを有しているとみられる。また、提供している金融商品も多様で、大手銀行と比較してもほとんど遜色がない。

#### クレディ・アグリコル・グループ

クレディ・アグリコル・グループ (Crédit Agricole Group) は、ヨーロッパの最大のリテール・バンクの一つとなっている。グループの構成は、地域銀行 (Local Banks)、地方銀行 (Regional Banks)、Sacam Mutualisation (地方銀行が100%出資している組織)、クレディ・アグリコル全国連盟 (Fédération Nationale du Crédit Agricole、FNCA)、グループ統括会社でフランス国内および海外に事業展開をしているクレディ・アグリコル S.A. (Credit Agricole S.A.、CASA) から成っている<sup>93</sup>。

グループの事業規模は、2024年12月末時点で地域銀行及び地方銀行に13.2万人の職員、グループ全体でリテール顧客数は5,400万人に及んでいる。出資者 (mutual shareholders) は全国に1,210万人であり、これらの出資者によって全国

<sup>92</sup> 神山哲也 (2014)、「フランスに見る協同組合金融機関改革—クレディ・アグリコルの事例—」、野村資本市場研究所『野村資本市場クォーターリー』2014年秋号 <http://www.nicmr.com/nicmr/report/repo/2014/2014auto9.pdf>

<sup>93</sup> Credit Agricole S.A. “Annual Financial Report Universal Registration Document 2024”, p.5-6

に **2,383** 行の地域銀行 (Local Banks) が設立されている。地域銀行は **39** 行の地方銀行 (Regional Banks) を形成し、これらの地方銀行が株式の **62.4%** を出資してグループ統括会社であるクレディ・アグリコル S.A. (Credit Agricole S.A.) を運営している<sup>94</sup>。2022 年に中期経営戦略「Ambitions 2025」を公表し、資産運用、大口顧客向けサービス、個人向け金融サービス、再生可能エネルギー関連のファイナンス等の分野で欧州トップまたは上位となる目標を掲げている。

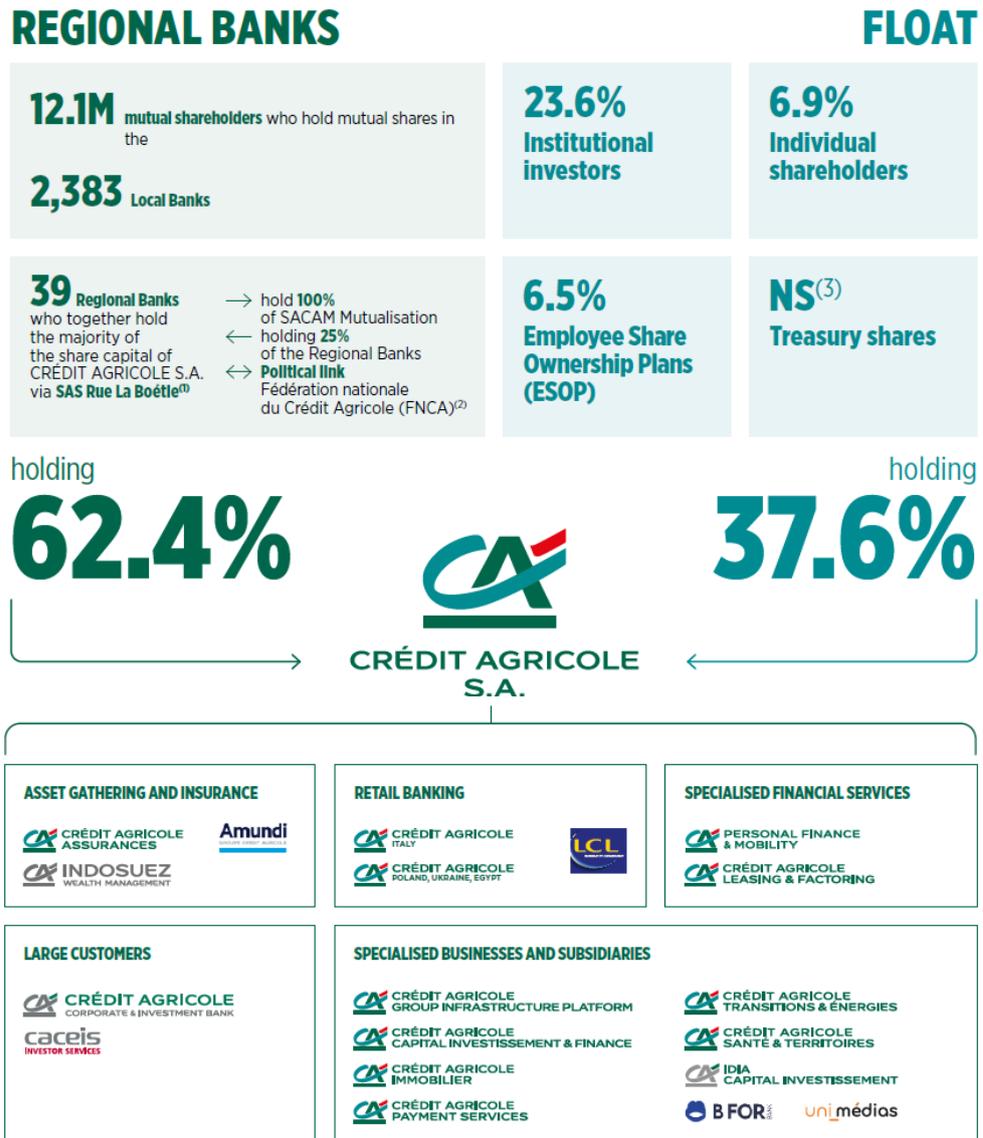
グループの事業分野は、リテール・バンキング部門 (retail banking)、保険・資産運用部門 (asset gathering)、専門金融サービス部門 (specialised financial services)、ラージ・クライアント・グループ、(large customers) の 4 部門のもとに、各会社を配置している。リテール・バンキング部門では、フランス国内では地域銀行および Le Crédit Lyonnais (LCL) (支店数 **6,600**、顧客数 **610** 万人)、国際リテール・バンキング (international retail banking) では、イタリア、ポーランド、ウクライナ、エジプトに展開している。クレディ・アグリコルは、2017 年にイタリアの貯蓄銀行 **3** 行を買収しており、フランスに次ぐ第 **2** の市場としてイタリアの金融セクターへの投資を拡大している<sup>95</sup>。

---

<sup>94</sup> Credit Agricole S.A. “Annual Financial Report Universal Registration Document 2024”, p.7

<sup>95</sup> Credit Agricole S.A. “Annual Financial Report Universal Registration Document 2021”, P.14, 19

図表 13： クレディ・アグリコル・グループの構成（2024年12月末）



(出所) Credit Agricole S.A. “Annual Financial Report Universal Registration Document 2024”, p.5

クレディ・アグリコル S.A.の株主構成をみると、地方銀行が、中間持ち株会社である SAS Rue La Boétie を通じて、クレディ・アグリコル S.A.の株式の 62.4%を保有する筆頭株主となっている。持株会社以外の 37.6%の内訳は、機関投資家 23.6%、個人投資家 6.9%、従業員 6.5%となっている（2024年12月末）<sup>96</sup>。

クレディ・アグリコル S.A.の純利益（グループ帰属分）は、2024年12月末で 70.9 億ユーロである。事業分野別では、アセットマネジメント部門が最も大きい（図表 14）。

<sup>96</sup> Credit Agricole S.A. “ANNUAL FINANCIAL REPORT UNIVERSAL REGISTRATION DOCUMENT 2024”, P.6

図表 14： クレディ・アグリコル S.A.の収益構造（2024 年 12 月末）

(in millions of euros)	31/12/2024						Total
	Asset Gathering	Large Customers	Specialised Financial Services	French Retail Banking – LCL	International Retail Banking	Corporate Centre <sup>97</sup>	
Revenues	7,648	8,651	3,520	3,872	4,059	(569)	27,181
Operating expenses	(3,365)	(5,039)	(1,780)	(2,448)	(2,148)	(115)	(14,895)
<b>GROSS OPERATING INCOME</b>	<b>4,283</b>	<b>3,612</b>	<b>1,740</b>	<b>1,424</b>	<b>1,911</b>	<b>(684)</b>	<b>12,286</b>
Cost of risk	(29)	(117)	(959)	(373)	(313)	(59)	(1,850)
<b>OPERATING INCOME</b>	<b>4,254</b>	<b>3,495</b>	<b>781</b>	<b>1,051</b>	<b>1,598</b>	<b>(743)</b>	<b>10,436</b>
Share of net income of equity-accounted entities	123	27	125	-	-	(82)	194
Net gains (losses) on other assets	(22)	1	(12)	5	0	24	(4)
Change in value of goodwill	-	-	-	-	-	-	-
<b>PRE-TAX INCOME</b>	<b>4,355</b>	<b>3,523</b>	<b>894</b>	<b>1,056</b>	<b>1,598</b>	<b>(801)</b>	<b>10,626</b>
Income tax charge	(973)	(883)	(187)	(229)	(535)	335	(2,472)
Net income from discontinued operations	-	-	-	-	-	-	-
<b>NET INCOME</b>	<b>3,382</b>	<b>2,640</b>	<b>707</b>	<b>827</b>	<b>1,063</b>	<b>(466)</b>	<b>8,154</b>
Non-controlling interests	506	192	82	37	227	23	1,067
<b>NET INCOME GROUP SHARE</b>	<b>2,876</b>	<b>2,448</b>	<b>625</b>	<b>790</b>	<b>836</b>	<b>(489)</b>	<b>7,087</b>

(出所) Credit Agricole S.A. “Annual Financial Report Universal Registration Document 2024”, p.507

#### (1) 総資産、預金残高、融資残高

2024 年末のクレディ・アグリコル S.A.の総資産は 2 兆 3,098 億ユーロ、融資残高は 1,183 億ユーロ、預金残高は 1,120 億ユーロであった<sup>97</sup>。

#### (2) 預金利子、預金条件、口座維持手数料等の現状

クレディ・アグリコルでは、当座預金サービス 4 種類を提供し、その口座維持手数料は ATM 使用等のサービス内容や付帯するクレジットカード機能に応じて月額 2 ユーロから 29.7 ユーロで設定されている<sup>98</sup>。貯蓄口座については、傘下の **Crédit Agricole d’Ile-de-France** では、全ての非課税預貯金口座（A 通帳預金、安定経済発展通帳預金（LDDS）、庶民通帳預金（LEP））に加えて自社の貯蓄口座 2 種類を提供しており、利子、条件は下表の通りである。なお、貯蓄口座の口座維持手数料は無料である。

図表 15： クレディ・アグリコルにおける貯蓄口座商品概要

	預入可能額	条件	金利
Compte sur Livret	無制限	<ul style="list-style-type: none"> <li>全ての自然人。</li> <li>最低預入金額 10 ユーロ。</li> </ul>	0.5% (注)
Livret Engagé Sociétaire	100,000 ユーロ	<ul style="list-style-type: none"> <li>Crédit Agricole 出資者である自然人及び非営利法人。</li> </ul>	1.3% (注)

(注) 随時変動の可能性あり。

(出所) **Crédit Agricole d’Ile-de-France** ウェブサイト (<https://www.credit-agricole.fr/ca-paris/particulier/epargne/livret-epargne-logement/compte-sur-livret.html>)

<sup>97</sup> Credit Agricole S.A. “ANNUAL FINANCIAL REPORT UNIVERSAL REGISTRATION DOCUMENT 2024”, P400

<sup>98</sup> クレディ・アグリコルウェブサイト <https://www.credit-agricole.fr/ca-paris/particulier/compte/service-bancaire.html>

### (3) 提供商品

普通預金口座の他、A 通帳預金、LDDS、LEP 等の全ての非課税貯蓄商品を提供している他、クレディ・アグリコル出資者向けに出資者口座（Livret Engagé Sociétaire）を設定している。その他、不動産融資、消費者ローン、各種保険（自動車、住宅、医療、生命等）、投資信託販売、証券取引サービス、資産管理サービス等を提供している<sup>99</sup>。

### (4) 子会社、関連会社への出資状況

2024 年 12 月末時点で、国内外、直接間接出資合わせて 300 超の事業子会社を有している<sup>100</sup>。フランス以外にも欧州をはじめとする 46 か国に子会社を有するか、拠点を展開している。子会社である Crédit Agricole Assurances（保険）、Crédit Agricole Capital Investissement & Finance（資産管理）、Amundi（資産管理）、Crédit Agricole Immobilier（不動産）、Indosuez Wealth Management（ウェルスマネジメント）、Crédit Agricole Corporate and Investment Bank（CACIB 企業および投資銀行、機関投資家向け金融サービス）、Crédit Agricole Consumer Finance（消費者ローン）、Crédit Agricole Payment Services（決済）、Uni-médias（メディア）等を通じて、専門サービスを顧客に提供している<sup>101</sup>。

### (5) ESG 投資

パリ協定における温室効果ガス排出量削減目標に従って、グループ全体の資金調達および投資ポートフォリオの調整を推進するとしている<sup>102</sup>。2024 年 12 月末までに、CACIB によるグリーン／ソーシャル／サステイナブル・ボンド発行額 228 億ユーロ、ブルームバーグにおいてユーロ建て債券の世界第 2 位のブックランナーであると評された<sup>103</sup>。また、子会社のアムンディ（Amundi）を通じて実施したオープンエンド型アクティブ運用ファンドの 100%に ESG 基準を導入した<sup>104</sup>。同じく子会社の Crédit Agricole Assurances もグリーン資産への投資を継続している。

<sup>99</sup> クレディ・アグリコルウェブサイト

<sup>100</sup> Credit Agricole S.A. “Annual Financial Report Universal Registration Document 2024”, pp.584-

<sup>101</sup> Credit Agricole S.A. “Annual Financial Report Universal Registration Document 2024”, p.9

<sup>102</sup> Credit Agricole S.A. “Annual Financial Report Universal Registration Document 2023”, p.129

<sup>103</sup> Credit Agricole S.A. “Annual Financial Report Universal Registration Document 2024”, p.15

<sup>104</sup> Credit Agricole S.A. “Annual Financial Report Universal Registration Document 2023”, p.13

## 第4章 最近の金融動向と金融包摂

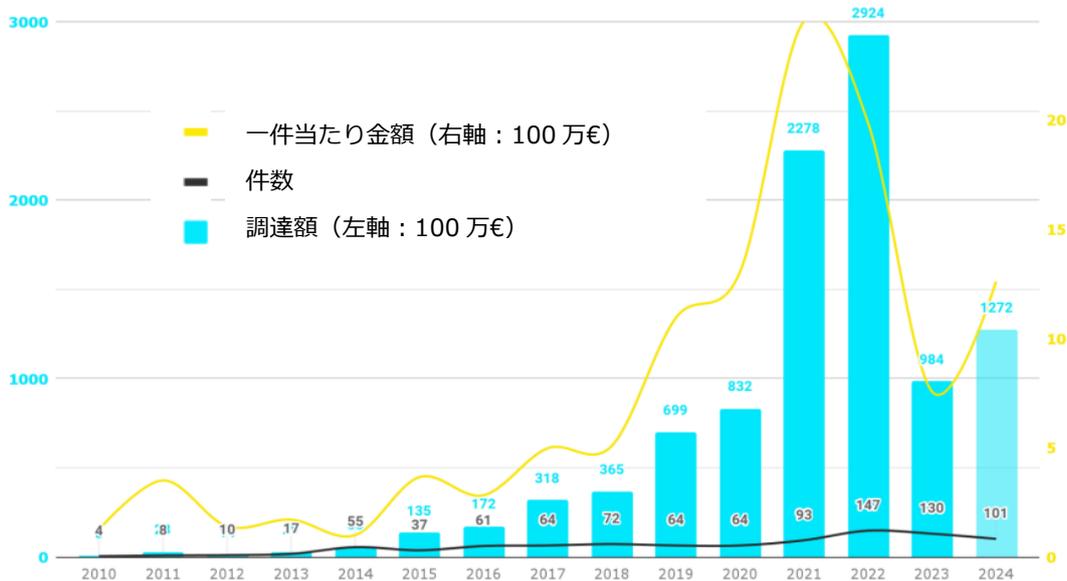
### 1. 金融ビジネスにおけるDX、フィンテック、キャッシュレスの動向

#### (1) フィンテックの動向

フランス政府は、2016年6月にAMFの一部門としてフィンテック・イノベーション・競争力部（FIC）（2021年にイノベーション・デジタルファイナンス部に改称）を設立し、企業、特に新興企業が革新的なプロジェクトを実施する際の規制対応を支援するとともに、新たな課題の特定や変化するビジネスモデルに対応した監視を行っている。同年、AMFはACPRと共にフィンテック・フォーラムを立ち上げ、イノベーションを主導する企業と公的機関、監督官庁による対話と提言の場として、毎年10月にイベントを開催してきた。その他、AMFは欧州証券市場庁の金融イノベーション常設委員会、欧州イノベーション促進者フォーラム、人工知能やクラウドプロバイダーの利用についての専門的な欧州作業部会において、欧州規制当局のカウンターパートと定期的な情報交換を行っている。

フィンテック業界を代表する団体であるフランス・フィンテック（France FinTech）<sup>105</sup>では、Bpifranceと共同してフィンテック企業の資金調達動向を発表している。それによれば、2024年の資金調達は101件で、総額13億ユーロ（2023年比3割増）、1件当たりの平均調達額は1,500万ユーロと2020年と同等の水準になった（図表16）。

図表16：フランスのフィンテック業界における資金調達動向

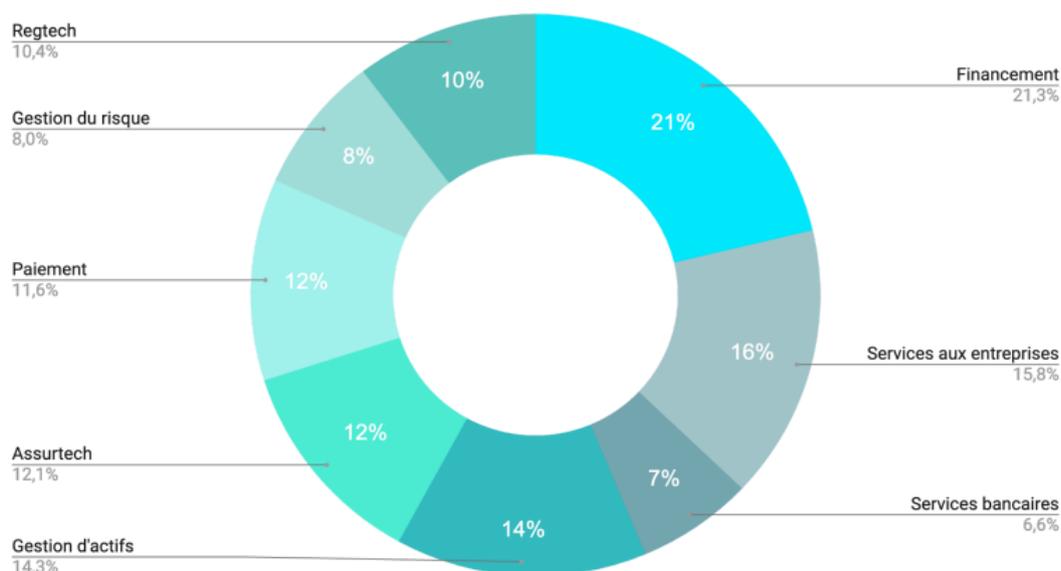


(出所) France FinTech “BILAN ANNUEL 2024 ET PERSPECTIVES” p8

<sup>105</sup> 2015年6月に起業家主導で設立された、フランスのフィンテック業界を代表する非営利団体。  
<https://francefintech.org/>

また、フランス国内 1,145 社のフィンテック企業の業種別内訳は、ファイナンス（個人ローン等）**21.3%**、事業サービス（人事、会計等）**15.8%**、投資・資産運用**14.3%**となった（図表 17）。

図表 17： フランスにおけるフィンテック企業の内訳（2024 年）



（出所） France FinTech “BILAN ANNUEL 2024 ET PERSPECTIVES” p5

## (2) キャッシュレス化の現状

ECB の調査によると、**2024** 年のユーロ圏全体でのキャッシュ取引比率は取引件数では **52%**、取引金額では **39%** となっている<sup>106</sup>。これに対して同年のフランスのキャッシュ取引比率は、取引件数では **43%**、取引金額では **34%** といずれもユーロ圏平均を下回っている。

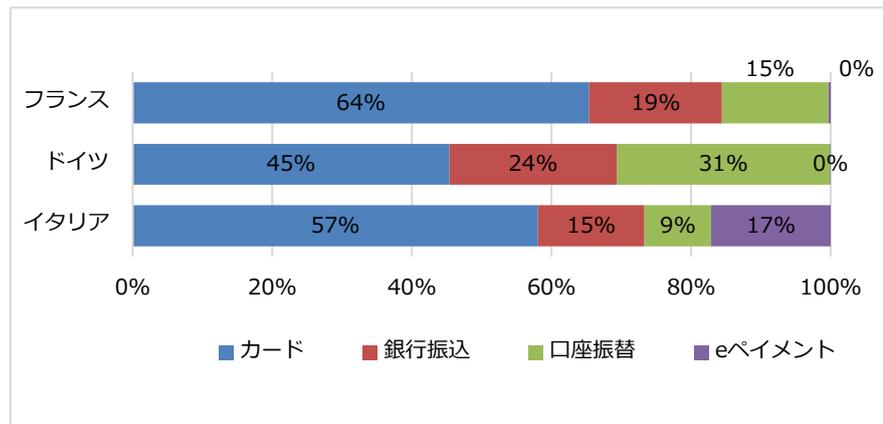
フランスでキャッシュレス決済が進んだ歴史的な背景として、**1940** 年に制定された「小切手及び振替による支払いに関する法律」（Loi du 22 octobre 1940 relative aux règlements par chèques et virements）の第 1 条では、「**5,000** フラン以上の支払いは、小切手、振替などによって行われなければならない」と規定されているとおり、古くから高額を支払いを現金で行うことが禁止されてきた。現在では、国内テロに対する抑止やマネーロンダリング防止の観点から **1,000** ユーロ以上の取引は、現金支払いが禁じられている<sup>107</sup>。

手段別にキャッシュレス決済の件数をみると、フランスではカード利用が **64%** となっており、ドイツやイタリアとの比較ではシェアが高い。取引件数も近年増加傾向が続いている。

<sup>106</sup> ECB ウェブサイト [https://www.ecb.europa.eu/stats/ecb\\_surveys/space/html/ecb.space2024~19d46f0f17.en.html](https://www.ecb.europa.eu/stats/ecb_surveys/space/html/ecb.space2024~19d46f0f17.en.html)

<sup>107</sup> <https://www.service-public.fr/particuliers/vosdroits/F10999?lang=en>

図表 18： 仏独伊におけるキャッシュレス決済件数の内訳（2025 年）



(出所) ECB, "Payments statistics", in the first half of 2025 <sup>108</sup>

デビットカードも広く普及している。銀行カード協会<sup>109</sup>（Groupement des Cartes Bancaires, CB）が銀行の小切手処理の効率化を目的に、デビットカードのインフラ整備や加盟店開拓を進めてきたことが背景にある。IC カード導入によるカードの不正利用を抑制したことや、また加盟店店頭でオフライン処理を可能にしたことで運用コストの引下げに成功したことも普及の要因として挙げられる。

他方で、1999年に導入された電子マネーMoneoは、加盟店手数料負担や利用者の使い勝手の悪さ等から普及が進まず、2015年4月にはサービスの終了が発表された<sup>110</sup>。電子マネー機能の一部はBPCEグループの電子決済会社IZLYに引き継がれた<sup>111</sup>。また、一部の特約飲食店の支払に使用できる「Moneo Resto」サービス事業は、2017年に決済プラットフォーム事業者であるEdenredに買収された<sup>112</sup>。

### (3) モバイル決済の動向

モバイル決済についても近年は盛んである。IMFのFinancial Access Surveyによると、フランスで1年間にモバイルまたはインターネット銀行を通じて何らかの支払いや購入が行われた回数は、2015年に成人1人当たり12.8回であったところ、2021年には約3倍の35.7回に大きく上昇した。以降は**ほぼ横ばいで推移している**。

<sup>108</sup> <https://data.ecb.europa.eu/data/datasets/PAY/dashboard>（見出しバーの“Payment transactions”の項で“Country”から各国を選択、“Frequency”で“Annual”を選択、“Measurement”の“Number (sent)”からデータ取得）

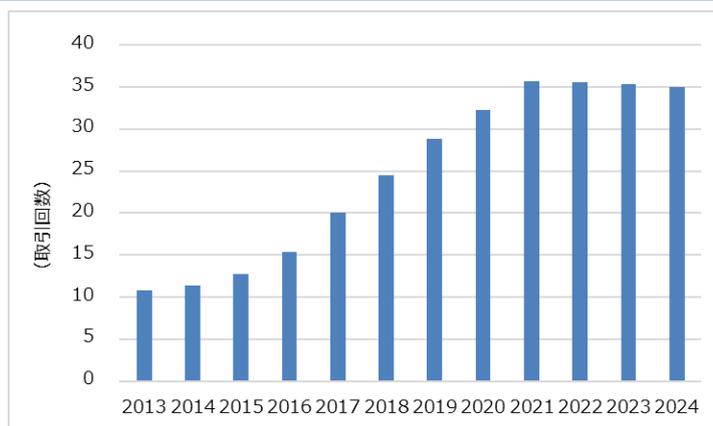
<sup>109</sup> 1984年設立の銀行カード協会（Groupement des Cartes Bancaires “CB”カルト・バンケール）が統一的にカード業務を推進。

<sup>110</sup> <http://www.usine-digitale.fr/article/fin-de-parcours-pour-le-porte-monnaie-electronique-moneo.N325787>

<sup>111</sup> <https://newsroom.groupebpce.fr/actualites/le-groupe-bpce-retenu-par-le-cnous-et-les-crous-pour-mettre-en-oeuvre-leur-nouvelle-monetique-izly-des-2015-112d-7b707.html>

<sup>112</sup> Edenred プレスリリース <https://www.blackfin.com/wp-content/uploads/2017/04/Edenred-announces-its-acquisition-of-the-Moneo-Resto-Solution-19.04.2017.pdf>

図表 19: モバイル/インターネット銀行利用状況 (成人 1 人あたり・年間)



(出所) IMF, “Financial Access Survey” より

<https://data.imf.org/?sk=E5DCAB7E-A5CA-4892-A6EA-598B5463A34C&skId=1390030341854>

#### (4) リテール決済に関する法規制の現状

2013 年 7 月 27 日、フランスでは、銀行の業務分離を含む銀行改革法が成立した<sup>113</sup>。同法による業務分離は、銀行本体から投資業務を分離し、グループ内の子会社として分類するものである。通貨金融法典に新たな条項が加えられた<sup>114</sup>。その上で、この子会社に対しては、特別な規制、独立した資金を当て、投資会社或いは信用機関として許可を与えることとした。この信用機関は、預金者から預金の受入れ等はできないことになっている。

英国ではリテール業務を別会社化する「リングフェンス」が 2019 年 1 月に施行されたが、ドイツとフランスでは逆に投資銀行業務について「リングフェンス」を設けている。対象となる銀行は、2014 年 7 月 1 日までに、これらの子会社に移すべき業務を明確にし、2015 年 7 月 1 日までに法律に基づく活動の移転を完了している。報道によれば、同法は純粋な投機活動については、分離するよう求めているが、まだ、その他の活動で、預金活動と関係しているものが残っている等、当時オランダ大統領が意図した水準からすると、後退したものであるとしている。

リテール金融機関にとり重要と考えられるもう一つの変化は、「オープン・バンキング」の流れであり、顧客同意の下、「API (アプリケーション・プログラミング・インターフェイス)」の公開・連携などを通じて、銀行が保有する顧客データへフィンテック企業などがアクセスし、利用することが可能となりつつある。

欧州では、EU の 2 つの規制がオープン・バンキングを促進している。

第一は、第 2 次決済サービス指令 (Payment Service Directive 2, PSD2) である。PSD2 は、FinTech 等の新たな決済サービスの担い手が台頭してきたことを受け、金融機関等の決済サービス提供者に係る規制であった決済サービス指令 (2007 年) の後継として策定された。

<sup>113</sup> Law n°2013-672 dated 26 July 2013 on the separation and regulation of banking activities (J.O n°0173 dated 27 July 2013), Hogan Lovells, “French Legal and Regulatory Update – July/August 2013”, p2

<sup>114</sup> 山口和幸 (2014)、「銀行の投資業務の分離を巡る欧米の動向」、レファレンス平成 26 年 3 月号 <http://dl.ndl.go.jp/view/prepareDownload?itemId=info%3Andljp%2Fpid%2F8436644&contentNo=1>

PSD2により、金融機関は、「決済発動サービスプロバイダ（Payment Initiation Service Provider, PISP）」や「口座情報サービスプロバイダ（Account Information Service Provider, AISP）」に対し、標準化されたAPIへのアクセスを提供することが求められる。PISPとは、オンラインショップと銀行口座を接続し、口座振替によりインターネット上で決済を発動するサービス等の提供者であり、AISPとは、複数の口座情報を一覧化出来るサービス等の提供者である。APIは、オペレーティング・システムやアプリケーションの機能を利用するための接続仕様であり、APIを介することで、企業間の情報共有等の連携が容易となる。APIの仕様を公開することで（オープンAPI）、PISPやAISPが金融機関の決済口座等にアクセスし、金融サービスを提供することが可能となる。PSD2は、2018年8月に国内法制化された<sup>115</sup>。

第二は、2016年に制定された一般データ保護規則（General Data Protection Regulation, GDPR）である。GDPRは、EUにおける個人情報の保護を幅広く規定する規則であり、データ保護指令（1995年）が改正されると共に、EU規則へと格上げされたものである。GDPRにより、個人情報保護の強化が図られるが、金融機関にとって特に重要となるのが、情報移管の権利である。即ち、個人は、企業等に提供した自身の情報に関し、機械で読み取ることが可能な一般的に利用されるフォーマットで受領し、また、他企業等へ当該情報を移管する権利が認められる。金融機関にとっては、顧客が望めば、これまで自行内に囲い込んできた顧客の個人情報を、FinTech企業等の第三者に移管しなければならなくなった。GDPRは、2018年5月25日に発効した。

フランス国内に目を転じると、2015年8月に施行された「経済と成長と活性のための法律（通称マクロン法）」第43条、銀行取引の移管を円滑にするための条項が、2017年2月に発効した。第43条の発効により、金融機関は顧客より取引移管の申し出があった場合、その支援を行わねばならなくなった。

## (5) リテール金融機関の顧客接点におけるDX

ECB等データから欧州主要国の国内信用機関の支店数の推移（2010年~2024年）を見ると、各国とも支店数は減少している。中でも、オランダは2010年の2,851支店から2024年には276支店へと90%減少している。その他でも、スペインが60%減少、ドイツ50%減少と銀行支店数は大きく減少した。一方、フランスでは、2010年の支店数は38,238支店、2024年の支店数が33,075支店で、14%の減少<sup>116</sup>にとどまっている。ACPRは、インターネット専門銀行に関する調査レポート<sup>117</sup>の中で、この要因を、2008年の金融危機の影響がフランスでは比較的小さく、支店の統合・整理の動きが少なかったこと、バンカシュアランスが発達していることから、フランスの銀行で提供する金融商品の幅が広く、顧客が金融商品を選択するにあたり銀行支店の担当者によるアドバイスが求められること、と分析している。

<sup>115</sup> <https://www.hoganlovellspayments.com/PSD2>

<sup>116</sup> ECB ウェブサイト [https://sdw.ecb.europa.eu/quickview.do?SERIES\\_KEY=195.BKN.H.FR.Ao2o.Z.ZZZZ.ZZ.S.Q](https://sdw.ecb.europa.eu/quickview.do?SERIES_KEY=195.BKN.H.FR.Ao2o.Z.ZZZZ.ZZ.S.Q)

<sup>117</sup> ACPR, “Analyses et Synthèse n°113: Des néobanques en quête de rentabilité”, June 2020  
[https://acpr.banque-france.fr/sites/default/files/medias/documents/2020\\_etude\\_neobanques\\_as.pdf](https://acpr.banque-france.fr/sites/default/files/medias/documents/2020_etude_neobanques_as.pdf)

図表 20: 欧州主要国の信用機関支店数推移

	ドイツ	スペイン	フランス	イタリア	オランダ
2010	41,562	42,894	38,238	33,613	2,851
2011	39,967	39,843	37,879	33,536	2,851
2012	39,774	37,903	37,543	32,881	2,851
2013	38,228	33,527	37,360	31,761	2,165
2014	38,123	31,817	37,862	30,740	2,040
2015	36,005	30,921	41,823	30,258	1,764
2016	36,005	28,643	42,751	30,258	1,674
2017	31,946	27,320	42,142	29,027	1,619
2018	29,698	26,011	41,436	25,409	1,489
2019	28,384	23,851	40,775	24,312	1,260
2020	28,334	22,299	40,410	23,480	942
2021	25,779	19,015	41,023	21,650	725
2022	23,231	17,648	41,120	21,650	300
2023	21,904	17,603	33,703	20,985	300
2024	20,904	17,379	33,075	19,654	276
2024/2010増減	-49.7%	-59.5%	-13.5%	-41.5%	-90.3%

(出所) ECB “Statistical Data Warehouse”より

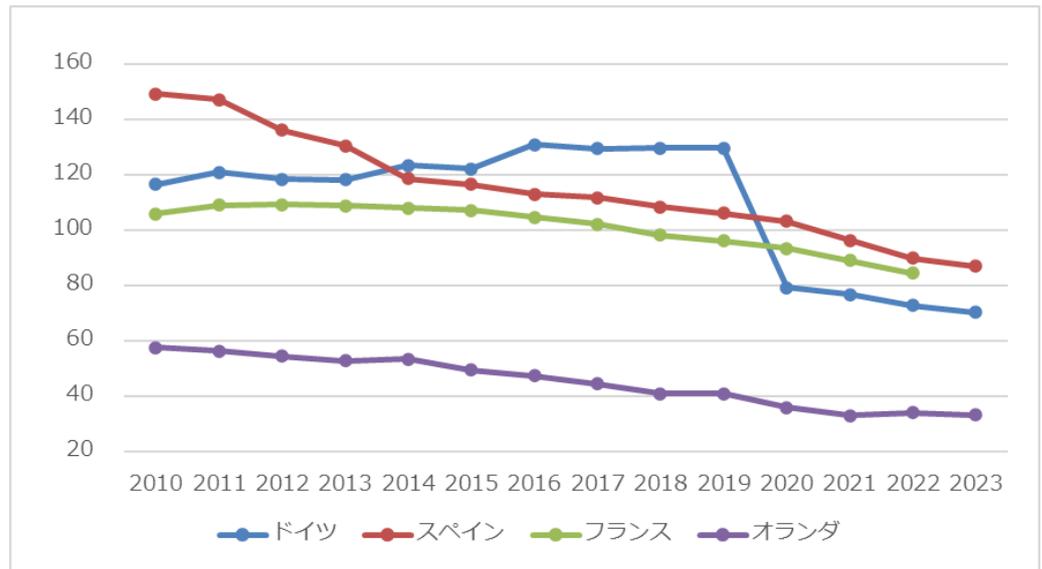
ACPR が 2022 年に発表した調査<sup>118</sup>によると、フランスの既存の銀行は、銀行業務や支払いサービスをすべてオンラインで提供する新しいタイプの銀行が最大の競争相手になると認識し、調査対象のほとんどすべての銀行が独自の 100% デジタル銀行やオンラインサービスを開発している。フィンテックやビッグ・テック企業は、より革新的でそれぞれの顧客に応じたサービスを提供する能力を有するとみられ、競争相手というよりは、DX における連携相手と考えられている。

リテール金融の中で最もデジタル化が進んでいるのは顧客対応関連で、電子署名、Chatbot、OCR、デジタルセキュリティサービス等の技術が活用されている。とくに、既に署名された契約の修正、100% オンラインによる人物同定、顧客主導による契約の終了等、対顧客関係で摩擦を生じやすい場面での利用が図られている。

次のグラフは、4 カ国の 2010 年から 2022~23 年の成人 10 万人当たりの ATM 数の推移を示している。いずれの国も、ATM 数は減少の傾向にある。フランスは、2020 年時点の成人 10 万人当たり ATM 台数は 93.54 台であったが、ATM 台数の 2010 年に対する 2023 年の比率では、フランスは 80% と減少幅は比較的小さい。

<sup>118</sup> ACPR, “Digital transformation in the French banking sector”, April 2022  
[https://acpr.banque-france.fr/sites/default/files/medias/documents/20220411\\_as\\_131\\_transfo\\_numerique\\_banques\\_eng.pdf](https://acpr.banque-france.fr/sites/default/files/medias/documents/20220411_as_131_transfo_numerique_banques_eng.pdf)

図表 21： 欧州主要国の ATM 台数（成人 10 万人当たり）推移



(出所) World Bank “World Development Indicators”

## (6) インターネット専門銀行

欧州の決済・オープン・バンキング制度整備の進展を背景に、フランスでは100%オンライン／モバイルでサービスを提供するインターネット専門銀行（オンライン銀行・ネオバンク）が新規顧客獲得を加速させている。2025年時点では、メインバンクに乗り換えた顧客の40%がオンライン銀行またはネオバンクを選択しており、2019年比で18ポイント上昇した（Colombus Consulting 調査）。一方で、メイン口座のシェアは依然として伝統的銀行が約9割を占めているため、主要口座の構図が短期で逆転したわけではない<sup>119</sup>。

インターネット専門銀行の設立目的は主として2つあり、1つは若年層を中心とする新規顧客の獲得、もう1つは海外進出手段である。

オンラインバンキング、モバイルバンキングはこのように参入企業が増加しているが、2019年の口座開設数は、インターネット専門銀行の新規口座開設数の78%が上位5行（Nickel、N26、Revolut、Orange Bank、Lydia）に集中していた<sup>120</sup>。その後の再編等を経て構図は変化し、Boursorama（約760万）・Revolut（約500万）・Nickel（約250万）<sup>121</sup>など上位勢の顧客規模からみると市場での寡占的傾向は一層強まっていると考えられる。

なお、ACPRは、2021年4月、銀行免許を持たない事業者が「ネオバンク」の呼称を用いてこうした新規の決済サービス等を提供していることに対し、注意喚起を行っている<sup>122</sup>。

<sup>119</sup> <https://www.lefigaro.fr/flash-eco/les-banques-en-ligne-et-neobanques-ont-continue-a-concurrer-les-banques-traditionnelles-en-2024-selon-une-etude-20250625>

<sup>120</sup> ACPR, “Analyses et Synthèse n°113: Des néobanques en quête de rentabilité”, June 2020

<sup>121</sup> <https://www.mind.eu.com/fintech/article/le-classement-des-neobanques-et-banques-en-ligne-qui-ont-le-plus-de-clients-en-france/>

<sup>122</sup> 2021年4月13日付 ACPR 文書

[https://acpr.banque-france.fr/sites/default/files/medias/documents/20210413\\_regle\\_usage\\_termes\\_neobanque.pdf](https://acpr.banque-france.fr/sites/default/files/medias/documents/20210413_regle_usage_termes_neobanque.pdf)

## (7) デジタル通貨導入に向けた動き

欧州における中央銀行デジタル通貨（Central Bank Digital Currency, CBDC）の導入に向けた動きは、2020年9月にECBを中心としてスタートした。2021年7月、ECB理事会はCBDCデジタルユーロの導入に向けたプロジェクトを立ち上げ、本格的な調査フェーズを正式に開始することを決定した<sup>123</sup>。2021年10月から約2年間にわたって設計や発行方法の検証、市場に与える影響の評価などを行ったうえでCBDC発行の可否を判断するとした。

2023年6月には欧州委員会がCBDCの発行枠組みに関する規則案を発表した。同案が欧州議会及び欧州理事会により採択され次第、ECBがCBDC発行の可否や時期を最終的に決定することになる<sup>124</sup>。ECBは2023年10月18日、2021年10月から始まった「調査フェーズ」を完了させ、11月1日から「準備フェーズ」を開始することを公表した。「準備フェーズ」においては、「調査フェーズ」の調査結果に基づきデジタルユーロ開発に向けたさらなる準備に重点が置かれている。

準備フェーズを完了させ、2025年10月にECBは次フェーズへの移行を決定した。EU議会は2026年2月10日にデジタルユーロ関連修正案を可決し、年内にEU議会・理事会が採択すれば、2027年に試験運用が開始され、2029年にデジタルユーロ発行が可能となる。

2026年2月18日の報道<sup>125</sup>によると、デジタルユーロに関するハイレベルタスクフォースの議長でありECB執行委員会のメンバーであるPiero Cipollone氏が、「2029年にデジタルユーロが成立する可能性はEU立法機関が2026年中にデジタルユーロ設立に関する法律を採択するという前提に基づいている」と発言した。

フランスでは、2020年3月にフランス銀行により銀行間決済のためのホールセール型CBDCプロジェクトが立ち上げられ、2023年7月までに12件の実証事業により、ホールセール型CBDCのメリットの検証、従来型・分散型のインフラの間の連携可能性の実証、既存プラットフォームとの互換性の検証等が行われてきた<sup>126</sup>。フランス銀行は、2022年にはシンガポールの金融管理庁やスイス国立銀行等とホールセール型CBDCのクロスボーダー決済に関する取り組みを実施したほか、SWIFTが立ち上げた市場インフラのコンソーシアムに参加し、14の銀行と共に銀行間決済のためのホールセール型CBDCの実験を行うと発表した<sup>127</sup>。異なる分散型台帳技術と既存の決済システムとの相互運用性を研究するためのテスト環境において、クロスボーダー決済の実証を目的としている。さらに同年、ルクセンブルク中央銀行と共に、欧州投資銀行（European Investment Bank）が進めている、CBDC試用版を暗号資産化したデジタル債券発行のプロジェクトにも協力している<sup>128</sup>。

<sup>123</sup> ECB資料 [https://www.ecb.europa.eu/paym/digital\\_euro/shared/pdf/Digital\\_euro\\_project\\_timeline.en.pdf](https://www.ecb.europa.eu/paym/digital_euro/shared/pdf/Digital_euro_project_timeline.en.pdf)

<sup>124</sup> 2023年6月28日付欧州委員会プレスリリース [https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/ip\\_23\\_3501](https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/ip_23_3501)

<sup>125</sup> <https://www.eunews.it/en/2026/02/18/ecb-digital-euro-from-2029-provided-eu-institutions-agree-in-2026/>

<sup>126</sup> Banque de France, “Wholesale Central Bank Digital Currency Experiments with the Banque de France”, November 2021 [https://www.banque-france.fr/system/files/2023-08/Banque\\_de\\_France\\_stabilite\\_financiere\\_rapport\\_mnbc\\_o\\_o.pdf](https://www.banque-france.fr/system/files/2023-08/Banque_de_France_stabilite_financiere_rapport_mnbc_o_o.pdf)、

Banque de France, “Wholesale Central Bank Digital Currency Experiments With the Banque de France”, July 2023 [https://www.banque-france.fr/system/files/2023-08/Banque\\_de\\_France\\_stabilite\\_financiere\\_rapport\\_mnbc\\_2023.pdf](https://www.banque-france.fr/system/files/2023-08/Banque_de_France_stabilite_financiere_rapport_mnbc_2023.pdf)

<sup>127</sup> 2022年10月11日付 Banque de France プレスリリース <https://www.banque-france.fr/en/press-corner/bdf-press-releases/banque-de-france-participates-new-wholesale-central-bank-digital-currency-experiment-bis-innovation>

<sup>128</sup> 2022年11月29日付 Banque de France プレスリリース [https://abc-economie.banque-france.fr/sites/default/files/medias/documents/cp\\_bdf-bcl-291122.pdf](https://abc-economie.banque-france.fr/sites/default/files/medias/documents/cp_bdf-bcl-291122.pdf)

## (8) IT人材の育成・活用状況

フランスにおけるIT人材育成は、2008年に策定された国家戦略「デジタルフランス 2012：デジタル経済発展のための計画（France numérique 2012, Plan de développement de de l'économie numérique）」に基づき、学校において、あるいは卒業後間もない若者に対して企業ニーズに合致した教育を行い、大学に生涯職業訓練コースを設置して知識の更新を図る等の方針に沿って進められてきた<sup>129</sup>。2015年には、デジタル専門職向けの訓練や、人々の労働市場への参加を助けるためのデジタル教育を実施する公益法人の専門学校が、フランス政府によって設立されている<sup>130</sup>。2018年に策定されたAIについての国家戦略「AI for Humanity」では、すべてのレベルの教育・訓練カリキュラムにおいてデジタルやAI関連の分野を必修とし、かつ効果的なものにする<sup>131</sup>と謳っている。

銀行業界では、従業員に対してデジタル技術関連の広範なトレーニングプログラムが用意されている。そのなかには、デジタル技術が業務に及ぼす全体的な影響に関するセミナーや、フィンテックの創業者又は新規技術の研究者との面談といった、シニアないしミドル管理職層を対象としたソフトスキルの向上を目指すプログラムも含まれる。データサイエンス、AI、クラウド技術等、技術的な専門性を持った人材に関しては、新規採用での獲得が目指されているが、その際に重視されるのは技術への精通と業務スキルの両立である。競争的な市場環境の中で有意な人材を獲得するため、銀行は、工科大学やトレーニング機関と連携したり、グループ内でハッカソン等のイベントを実施したりしている<sup>132</sup>。

## (9) 生成AIの活用状況

フランスは、上述のAI国家戦略に基づいて国家主導でAIの活用を図る一方、大統領や関係閣僚が適切な規制の必要性も唱えている<sup>133</sup>。2023年5月には、情報処理と自由に関する国家委員会（La Commission Nationale de l'Informatique et des Libertés, CNIL）が、生成AIの台頭を受けて個人のプライバシーを重視したAIシステム実装に関する行動計画を発表した。2025年1月にCNILは2025-2028戦略計画を発表し、①AIの倫理・責任ある利用の促進②イノベーションを阻害しない枠組み③教育・啓発・協力の強化を主要テーマとした。さらに2025年2月にLLM（大規模言語モデル）・AIシステムに対するGDPRの適用方法を整理した新勧告を発表した<sup>134</sup>。

オレンジ銀行を展開する通信事業会社オレンジは、戦略計画「Engage 2025」においてAIとデータをイノベーション・モデルの中心に据えている<sup>135</sup>。2023年6月に発表された生成AIに関する事業計画によると、顧客対応、マーケティング、プログラ

<sup>129</sup> 労働政策研究・研修機構、「欧米諸国におけるデジタル技術の進展を踏まえた公的職業訓練に関する調査—アメリカ、イギリス、ドイツ、フランス—」、JILPT資料シリーズNo.259、2022年8月、pp.96-107

<https://www.jil.go.jp/institute/siryu/2022/documents/0259.pdf>

<sup>130</sup> <https://www.francenum.gouv.fr/partenaires/grande-ecole-du-numerique-gen#:~:text=Cr%C3%A9e%20en%202015%20par%20le%20gouvernement%20fran%C3%A7ais%2C%20la,sociale%20et%20professionnelle%20des%20personnes%20C3%A9loign%C3%A9es%20de%20l%27emploi.>

<sup>131</sup> <https://knowledge4policy.ec.europa.eu/sites/default/files/france-ai-strategy-report.pdf>

<sup>132</sup> ACPR, “Analyses et Synthèse n°131: Digital transformation in the French banking sector”, April 2022, p.24

<sup>133</sup> 2023年6月14日付CNBC記事 <https://www.cnbc.com/2023/06/15/ai-regulation-france-sees-ideas-on-global-laws-by-end-of-year.html#:~:text=The%20regulation%20states%20generative%20AI%20developers%20will%20be,EU%20law%20around%20AI%20has%20gone%20to%20far.>

<sup>134</sup> <https://www.cnil.fr/en/ai-and-gdpr-cnil-publishes-new-recommendations-support-responsible-innovation>

<sup>135</sup> <https://www.orange.com/sites/orangecom/files/documents/2022-02/IA-FR%20FINALE.pdf>

ミング、自然言語によるデータベース照会の4分野を優先分野と定め、数カ月以内にはプログラミング言語の専門知識がない従業員がデータベース照会をできるようにしたいとしている。一方、生成AIをどのように利用するかに関わらず、少なくとも当面は完全な自動化は行わず、必ずプロセスに人間を介在させる方針である。現在は主にOpenAIのChatGPTとMicrosoftのGPT-4を利用（後者を優先）している<sup>136</sup>。

AIエコシステムに関する提案や具体的な解決策の開発に寄与するため、関係者で組織された団体Hub France IAにおいて、ラ・バンク・ポスタルとソシエテ・ジェネラルは「銀行・保険」グループの共同議長を務め<sup>137</sup>、金融×AIのユースケースや倫理・包摂・職業スキルに関するワーキンググループの立ち上げなど重要な役割を担っている。

## 2. 郵便局金融を含めた金融包摂

### (1) 格差に関する社会情勢・国民意識とそれらを背景とした格差是正政策

EUでは1990年代から社会的排除をめぐる議論が活発に行われてきた。2000年のリスボン欧州理事会では、社会的排除の撲滅への取組による「欧州社会モデル」の改革が謳われ、雇用戦略のひとつとして社会的包摂の強化が位置付けられた。具体的には①欧州社会モデルの近代化、②人材への投資、③社会的排除との闘い、という共通目標が定められ、これらを達成するために加盟国は「社会的排除と闘うナショナル・アクション・プラン」の提出を求められた<sup>138</sup>。

フランスでは、社会包摂を達成するための施策の一つとして、金融包摂に対する取り組みが進んだ。2012年5月に誕生した社会党のオランド政権は、「排除と闘うための閣僚横断委員会（le Comité interministériel de lutte contre l'exclusion (CILE)）」の下で、2013年1月に「貧困撲滅と社会包摂達成のための複数年プラン（Plan pluriannuel contre la pauvreté et pour l'inclusion sociale）」を採択した<sup>139</sup>。同プランの中では、不平等を減らして社会的断絶を防ぐこと、社会的参入を助けてそれに付き添うこと、社会福祉を調整し関与者を評価することという3つの目標が掲げられ、その上で達成に向け対策が必要な6つの分野が挙げられた。6分野の中には、金融サービスへのアクセスと過剰債務対策が含まれている。

### (2) 金融包摂政策における国、自治体、郵便局、銀行の関わり

2013年7月26日に施行された銀行改革法<sup>140</sup>には、前項で述べたオランド政権の長期プランに則った金融包摂への対応が盛り込まれ、同法に基づいて2014年9月にはフランス中銀を中心とした金融包摂研究所（l'Observatoire de l'Inclusion Bancaire、OIB）が立ち上げられることとなった。OIBの目的は、金融包摂に関す

<sup>136</sup> 2023年7月10日付 LeMagIT 記事 <https://www.lemagit.fr/etude/Les-lecons-dOrange-pour-faire-appel-a-IA-generative>

<sup>137</sup> 2019年6月7日付 La Banque Postale ニュース <https://www.labanquepostale.com/newsroom-publications/actualites/2019/conference-big-data-artificial-intelligence-interview-philippe-cuvelier.html>

<sup>138</sup> <https://www.europarl.europa.eu/factsheets/en/sheet/60/the-fight-against-poverty-social-exclusion-and-discrimination>

<sup>139</sup> 貧困と社会的排除防止対策評議会（CNLE）ウェブサイト <https://www.cnle.gouv.fr/le-cile-adopte-le-plan-pluriannuel.html>

<sup>140</sup> 「銀行業務の分離および規則に関する法案」LOI n° 2013-672 du 26 juillet 2013 de séparation et de régulation des activités bancaires <https://www.legifrance.gouv.fr/affichTexte.do?cidTexte=JORFTEXT000027754539&categorieLien=id#JORFSCTA000027754629>

る金融機関の取り組みをモニタリング、評価したうえで、金融機関に金融包摂を促していくことにある。OIB は、2014 年以降、金融包摂に関する報告書を毎年発表している。2016 年の報告書によれば、フランスでは約 50 万人が銀行口座等にアクセスできない金融排除の状態にあると推計されている<sup>141</sup>。また、2017 年の時点で 325 万人いるとされた「金融面で脆弱 (fragilité financière)」な国民は、2018 年の報告書では 340 万人に増加した。

こうした状況を受け、2018 年 9 月にフランス政府は、金融面で脆弱と目され支払不能に陥る可能性のある国民を保護するため、小切手やカード支払いで残高不足が発生した場合の手数料の上限を月間 20 ユーロ、年間では 200 ユーロ以内に設定することで金融機関と合意した。これにより、金融機関は金融に脆弱な顧客に対し「特定の申し出 (l'offre spécifique)」を行い、自らの裁量で手数料の上限を設ける義務が生じた。但し、一定の進展は見られたものの、2018 年の時点で実際に銀行から「特定の申し出」を受け、手数料の上限が設定された顧客は対象者の 11% に相当する 38.4 万人に止まった。そこで 2018 年 12 月、反政府デモ「黄色いベスト」運動を受けたマクロン大統領は更なる対応策として、「特定の申し出」の有無にかかわらず、「金融面で脆弱」とされる 340 万人の顧客全員に対し、手数料の上限を月間 25 ユーロとすることで金融機関と合意した<sup>142</sup>。さらに、2020 年 9 月、脆弱な顧客の場合は月額 25 ユーロ、「特定の申し出」対象顧客の場合は月額 20 ユーロおよび年額 200 ユーロを超えてはならないことが制度化された<sup>143</sup>。なお、OIB は、2024 年の時点で金融に脆弱な国民は平均で毎年 201 ユーロを支払っていると推計し、2018 年比-34%と大幅に減少したとした<sup>144</sup>。

各金融機関は 2019 年 2 月の施行以降、手数料の徴収制限もしくは自動返金の仕組みを導入している。とりわけ金融包摂の問題では、郵便局という国内最多となる約 17,000 の支店を有するラ・バンク・ポスタルが重要な役割を担っている。2019 年 2 月、ラ・バンク・ポスタルも「金融面で脆弱」とされる国民に対し、手数料の上限を月間 25 ユーロに設定した。さらに、「特定の申し出」を受けている顧客に対しては月間 20 ユーロ、年間では 200 ユーロと定めた。ラ・ポスト・グループの 2024 年度年次報告書によると、OIB 推計の「金融面で脆弱」な国民 460 万人 (2024 年末) の内、170 万人がラ・バンク・ポスタルの顧客であった<sup>145</sup>。また、ラ・バンク・ポスタルは 2025 年までに「金融面で脆弱」な顧客の財務状況を改善するため、専用の「L'Appui」電話プラットフォームを用いた着信の 85% に応答することや、様々なソリューションについて全スタッフをトレーニングする目標を掲げている<sup>146</sup>。

その他、2020 年には顧客の「脆弱性」について、金融機関が早期に対応するための検出方法が制度化された。具体的には、フランス銀行が運営する国立個人延滞情報登録機関 (Le Fichier national des incidents de remboursement des crédits aux

<sup>141</sup> 50 万人が金融排除の状況にあるという報告は、当時メディアでも大きく取り上げられた。例えば、2017 年 6 月 26 日付けフィガロ <http://www.lefigaro.fr/argent/2017/06/26/05010-20170626ARTFIG00226-banque-l-offre-de-services-a-tarif-reduit-ne-decolle-pas.php>

<sup>142</sup> 2019 年 6 月 18 日付けロイター報道 “France-Signes encourageants sur le plafonnement des frais bancaires” <https://jp.reuters.com/article/france-banques-frais-observatoire-idFRL8N23O4MH>

<sup>143</sup> Banque de France, “Rapport de l'Observatoire de l'inclusion bancaire 2020”, p.22

<sup>144</sup> Banque de France, <https://www.banque-france.fr/fr/publications-et-statistiques/publications/rapport-de-observatoire-de-linclusion-bancaire-2024>

<sup>145</sup> La Banque Postale, <https://www.labanquepostale.com/responsabilite-societale-des-entreprises/nos-engagements/engagements- envers-ses-clients.html>

<sup>146</sup> La Banque Postale, " Universal Registration Document and Annual Financial Report 2023", p.163

particuliers, FICP) および小切手中央登録機関 : Le Fichier central des chèques (FCC)の登録情報を活用し、金融機関は顧客が債務超過等に陥る前に「脆弱な顧客」として保護し、債務削減計画等の支援を提供することが定められた。また、金融機関は、顧客を脆弱と定義する際の基準について、ウェブサイト等を通じて顧客に開示することが定められた<sup>147</sup>。

金融教育については、フランスでは 2016 年より、OECD が策定し G20 が採択した原則に基づき、他の加盟国と同様に、経済・家計・金融教育のための国家戦略 (EDUCFI : La stratégie nationale d'éducation économique, budgétaire et financière) を策定し、フランス銀行を実施主体として定めている。国家戦略の 5 つの柱は、①若年層向けの金融教育開発②「金融面で脆弱」な国民をサポートするスキルの開発③ライフプラン作成と金融スキルをサポート④経済論争を理解するためのキーを提供⑤金融スキルのある起業家をサポート、である<sup>148</sup>。そのうえで、国民・教師・ソーシャルワーカー向けの国家戦略ポータル「My Money Questions」、および起業家向けのポータル「My Entrepreneur Questions」を提供し、国民の金融に関する知識・態度・行動について定期的な調査を実施している。OIB 年次報告書<sup>149</sup>によれば、同戦略を通じて 2023 年には 37,000 人のソーシャルワーカーに研修を提供した他、ポッドキャストや無料の予算管理アプリケーションや YouTube チャンネル「EDUCFI Banque de France」でも金融教育動画を提供した。

### (3) 金融包摂と金融教育

2023 年 7 月、欧州委員会は EU 加盟 27 カ国の 18 歳以上 26,139 人を対象とした金融リテラシー水準に関する調査「Monitoring the level of financial literacy in the EU」<sup>150</sup>を公表した。フランスの金融リテラシー総合スコアは EU 平均に近く、総合スコアを算出する 2 つの構成要素である「行動スコア」<sup>151</sup>は平均である一方、「知識スコア」がやや劣っている (図表 22)。

<sup>147</sup> Banque de France, “Rapport de l'Observatoire de l'inclusion bancaire 2020”, pp.19-20

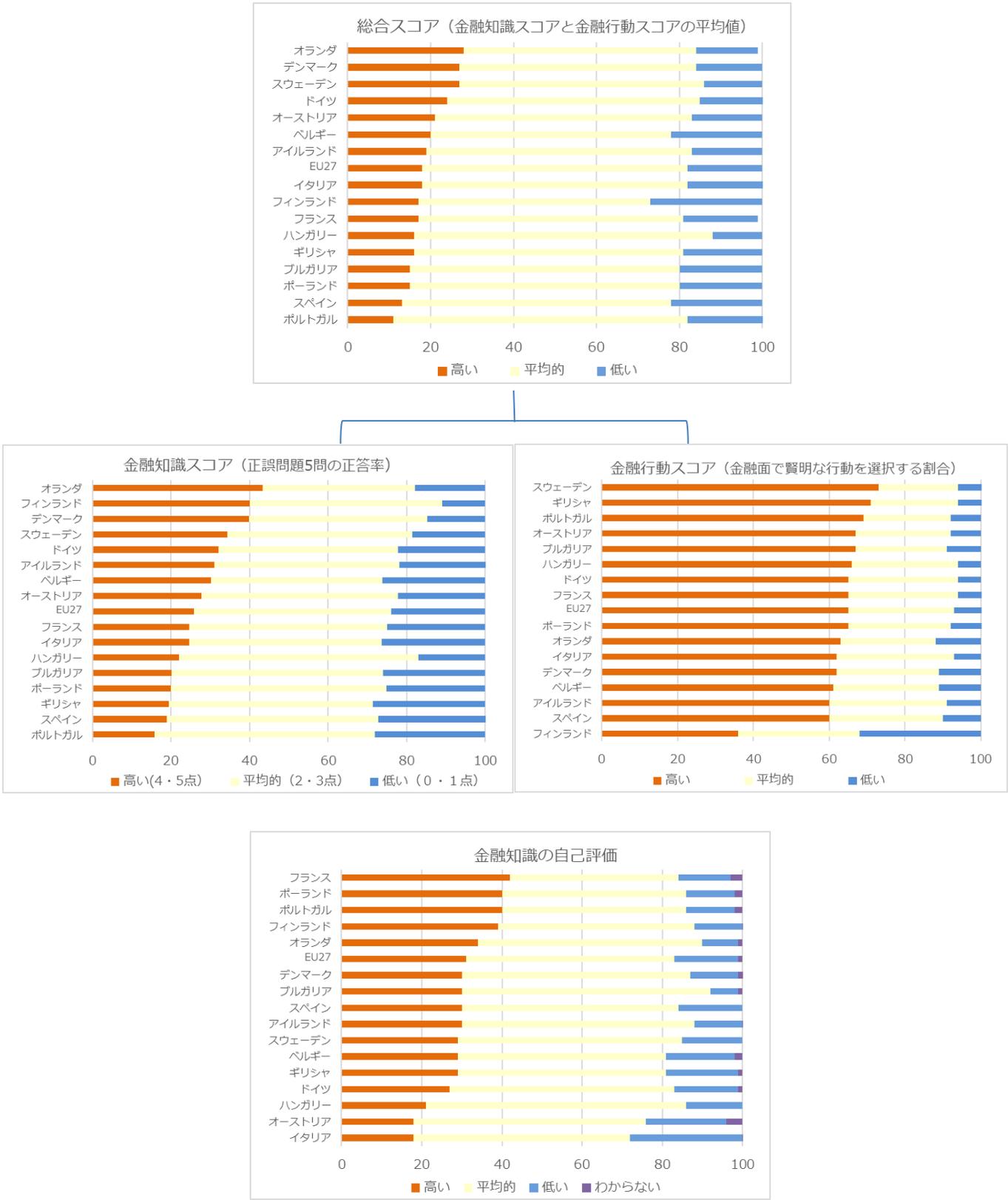
<sup>148</sup> Banque de France, “Education économique, budgétaire et financière” <https://www.banque-france.fr/fr/la-strategie-nationale-deducation-economique-budgetaire-et-financiere-educfi>

<sup>149</sup> Banque de France, “Rapport de l'Observatoire de l'inclusion bancaire 2023”, p.45

<sup>150</sup> EU ウェブサイト <https://europa.eu/eurobarometer/surveys/detail/2953>

<sup>151</sup> 行動スコアは、商品購入時の慎重な検討・支出の記録と管理・金融面での長期目標の設定と努力という 3 点において、どの程度同意するかの回答から算定される。

図表 22: フランスの金融リテラシースコアと自己評価



(出所) EU “Monitoring the level of financial literacy in the EU”

知識スコアは、金融に関する正誤問題 5 問の正答率によって算出される。フランスは 5 つの問題のうち、複利計算とリスクリターンは平均並みであるが、インフレ・債券価格・分散投資の正答率が低い。一方で、金融知識の自己評価は上位にあることからリテラシーギャップの存在が指摘され、金融知識の底上げが課題となっている。

欧州委員会と、OECD の INFE (International Network on Financial Education : 金融教育に関する国際ネットワーク) が共同開発した “Financial competence framework” では、成人向けと若年層向けに分けたうえで、「お金と決済 (Money and Transactions)」、「財務計画と管理 (Planning and Managing Finances)」、「リスクと報酬 (Risk and Reward)」、「金融情勢 (Financial Landscape)」の 4 つの分野において身に付けるべき金融リテラシーが示されている。

NPO 法人を中心とした金融リテラシー向上に関するプロジェクトも盛んに行われている。「Finance for All (みんなのファイナンス)」を提供する IEF (Institute for Financial Education of the Public) はフランス銀行と共同で学校教材やウェブサイトを作成し、それらが無償で提供している。IEF の優先事項は、①学校での金融教育の奨励、②パーソナルファイナンスの主なトピック (予算、財務管理、従業員の貯蓄、クレジット、銀行との関係など) に関する社内トレーニングの促進、③消費者への金融商品の紹介、④経済的に困窮している人々の支援である。

また、Finance for All はラ・バンク・ポスタルとも連携し、金融包摂に関する議論に積極的に参加している。具体的には、2025 年 3 月にラ・バンク・ポスタルが主催する「Finance pour tous」会議において「銀行包摂の障壁を取り除く」をテーマに近年のフランスにおける「金融面で脆弱」な人々の増加 (5 年間で 26% 増) への対応として金融教育、人的支援、関係者間の連携を強調した。特に女性 (シングルマザー) が直面する課題を取り上げ、支援ツール「L'Appui」(銀行・家計相談プラットフォーム) の紹介を行った<sup>152</sup>。

#### (4) 提供される金融商品・サービス (郵便局、銀行)

ラ・バンク・ポスタルでは「金融面で脆弱」とされる国民に対し、手数料の上限を月間 25 ユーロに設定した。さらに、「特定の申し出」を受けている顧客に対しては月間 20 ユーロ、年間では 200 ユーロと定めている。民間金融機関においても、脆弱な顧客の場合は月額 25 ユーロ、「特定の申し出」対象顧客の場合は月額 20 ユーロおよび年額 200 ユーロを超えない手数料を設定している。

フランスでは、ソーシャルファイナンスは「連帯ファイナンス (Les finances solidaires)」と呼ばれることが多い。連帯ファイナンス企業の団体である fair. (Financer Accompagner Impacter Rassembler) には、2026 年 2 月末時点で 160 の会員企業・団体が所属している<sup>153</sup>。

リボルビング融資による個人の過剰債務が深刻化したことをうけ、2010 年にリボルビング融資に係る規制が導入された。この消費者保護策により、リボルビング

<sup>152</sup> <https://www.labanquepostale.com/newsroom-publications/actualites/2025/video-finance-pour-tous-dialogues-economie-citoyenne.html>

<sup>153</sup> fair. ウェブサイト <https://www.finance-fair.org/fr/nos-membres>

融資が激減したものの、一方で貧困層が融資にアクセスできないという問題が生じた。このような状況への対策として、マイクロクレジットの導入が近年進んでおり、個人向けのマイクロクレジット残高が急増している。もっとも、金融機関はマイクロクレジット活動をアニュアルレポートに掲載する義務を有しているため、金融機関は広報的な意味合いからマイクロクレジット等の取組を行っているという側面もあることにも留意を要する。

フランスでは「口座を持つ権利」が法的に規定されていることから、金融排除の状態にあるのは貧困層、不法滞在者などと言われているが、それでも融資へのアクセス手段がない貧困層は数十万人いるとも言われており、これらの層がマイクロクレジットの対象となる。

連帯ファイナンスは、失業者の新規事業による雇用促進等の社会的な目的を持って活動する組織と、それを支援しようとする貯蓄者との間を仲介する役割を果たす。そのような専門的な連帯ファイナンス機関は多数存在するが、相互・協同組合銀行（*banques mutualistes ou coopératives*）は CSR 活動の一環として、連帯ファイナンス機関と連携している。

例えば、連帯ファイナンス機関の一つである *Adie* は、グラミン銀行を参考に、経済的に排除された人々にマイクロクレジットを供与することを目的に設立された機関である。特に、*Adie* は長期の失業により、銀行からの借入れが困難となっている、起業資金を必要としている人に、資金供給と経営のサポートをする目的で 1989 年に設立された。

相互・協同組合銀行のクレディ・ミュチュエル（*Crédit Mutuel*）は *Adie* の融資資金を提供する提携を 1994 年に行った。その内容は、*Adie* が審査し、融資決定すると、相互・協同組合銀行が市場金利で融資を行い、ローンの管理を行うが、起業した会社への経営アドバイスは *Adie* が行う。また、リスクは *Adie* が 3 割、相互・協同組合銀行が 7 割カバーし、返済が 3 回滞った場合は *Adie* がローンを銀行から買い取り、直接回収を行う。また、最近では、相互・協同組合銀行から一定額を *Adie* に貸し付け、その資金を *Adie* が直接融資する転貸方式も行われるようになった。

## (5) 「脆弱な顧客」と金融包摂

OIB の年次報告書によれば、前述の通り、2020 年に制度化された顧客の「脆弱性」の検出方法により「脆弱な顧客」の検出と早期保護が進展し、2024 年 12 月末には「金融面で脆弱」な国民は 460 万人と前年より 50 万人増え、「特定の申し出」の受益者は 110 万人と前年より 7 万人の増加となった<sup>154</sup>。また、フランス銀行は、消費者信用の返済状況と不正小切手の振出に関わる 2 種類の決済事故データベースを全国レベルで管理し、金融機関による顧客の信用力の把握や過剰債務の防止に役立っているが、消費者信用返済事故全国登録（FICP）及び中央小切手登録簿（FCC）の両データベースとも、登録件数は年々減少傾向にある<sup>155</sup>。

フランスでは、FICP（*Fichier National des Incidents de Remboursement des Credits aux Particuliers*）と呼ばれる単一のデータベースに基づいて、融資返済に関するブラックリストをフランス銀行（*Bank of France, Banque de France*）が作成している。年々増加する過剰債務者への対策として、消費者法典（*Code de la*

<sup>154</sup> Banque de France, “OBSERVATOIRE DE L’INCLUSION BANCAIRE RAPPORT ANNUEL 2024”, p.3

<sup>155</sup> Banque de France, “Rapport de l’Observatoire de l’inclusion bancaire 2022”, p.27, p.28

Consumption) 第 L311-9 条により、金融機関は、融資の際にこのリストを参照する義務が課されているが、参照後の貸出し判断は金融機関に委ねられる。また、同リストに掲載された個人は一般的には融資から排除されるが、マイクロクレジットに関してはこの限りではない。

ここ数年、OIB は、非課税貯蓄口座 LEP を社会的弱者に普及させようと努めている。2022 年には LEP を保有する脆弱な顧客数が前年を 23% 上回り、過去 5 年間においても着実な増加を見せている。貯蓄は、たとえ少額であっても不慮の出費に備え、家計を安定化させるのに有効な手段であると認識されている<sup>156</sup>。

近年、さまざまな金融包摂スキームが導入されているが、OIB は、その有効性は一般市民の知識にかかっていると、市民、とりわけ経済的に困難な状況にある人々への情報提供に注力している。情報提供にあたっては、フランス銀行のウェブサイトを通して制度や規制等を日常的に紹介するほか、貧困と排除の撲滅に取り組む団体、消費者団体、家族の利益を擁護する団体、地域の社会活動センターを通じた地方自治体、ソーシャルワーカー、銀行、公的機関など、あらゆる関係者と協力している。2023 年初には、フランス銀行内に金融包摂担当者 (Corif) が配置され、各関係者からの情報請求や問題報告に関する窓口として、無料で情報やガイダンスを提供している。OIB 事務局内には、金融包摂スキームでカバーされていない状況の特定や報告を行う部署 (Inclusion Alert Unit) も設置されている。

## (6) 顧客データを活用したビジネス動向

従来は政府や民間企業が収集・管理・保有してきた個人データについて、データ主体である個人の意思により、データの収集、使用、保存等について決定権を行使できるようにするためのプロジェクト MesInfos が、民間主導で実施されてきた<sup>157</sup>。テクノロジーに特化したシンクタンクである Fing (Foundation Internet Nouvelle Generation) が実施主体となり、2012 年より政府、地方自治体、民間企業等とのコラボレーションによりビジネスモデルの実現性を検証してきた<sup>158</sup>。実験に協力する個人はクラウド上に個人情報をアップロードして提供・管理を行い、参加する地方自治体、企業等は、サービス提供に必要な個人情報をクラウド上で参照し、サービスの改善等に活用する形式となっている。参加企業には、保険、エネルギー、通信、銀行、ヘルスケア等、多様な事業分野を含むものとなっている<sup>159</sup>。

Fing は、個人データの権利についての国際的な取り組みである MyData Global のフランスにおける地域ハブ代表も務めている<sup>160</sup>。最近では、銀行預金口座情報だけでなく、保険や貯蓄口座情報への外部事業者からのアクセスを可能にするオープンファイナンスへの流れが強まり、当局がそれに応じた規制の必要性を認識している<sup>161</sup>。オープン・バンキングの API 提供事業者 Budget Insight の CEO は、2022 年 3 月にサイト Open Banking Excellence 上で、「銀行の中には、すべてのデータを取り出す必要性に気付き、それらを PSD2 に即した API に統合したり、その他の技術を通じた全データへのアクセス促進を検討し始めたところもある」、「フランスで

<sup>156</sup> Banque de France, “Rapport de l’Observatoire de l’inclusion bancaire 2022”, p.30

<sup>157</sup> NTT データ、「フランスの実証実験 (MesInfos) について」、内閣府重要課題専門調査会データ連携基盤サブワーキンググループ (第 3 回) 配布資料、2018 年 4 月 <https://www8.cao.go.jp/cstp/tyousakai/datarenkei/3kai/siry03.pdf>

<sup>158</sup> Fing ウェブサイト <https://fing.org/toutes-les-actions/mesinfos.html>

<sup>159</sup> Fing 資料 [https://fing.org/wp-content/uploads/2020/02/Cahier\\_Synthese-Enseignements-Actions\\_Pilote\\_MesInfos\\_Fing.pdf](https://fing.org/wp-content/uploads/2020/02/Cahier_Synthese-Enseignements-Actions_Pilote_MesInfos_Fing.pdf)

<sup>160</sup> Fing ウェブサイト <https://fing.org/toutes-les-actions/mydata-france.html>

<sup>161</sup> 2022 年 3 月 24 日、フランス銀行副総裁スピーチ <https://www.banque-france.fr/en/intervention/open-banking-open-finance>

も、ドイツの Solarisbank の事業モデルに触発され、フィンテック企業や他の事業に利益をもたらすプレイヤーが増えている」等と発言している<sup>162</sup>。

## (7) 高齢化とデジタル包摂

フランス国立人口研究所 (INED) によれば、**2024** 年の総人口に占める高齢者 (65 歳以上) の割合は **22.5%** と推計されている<sup>163</sup>。日本の **30%** や他の欧州諸国 (フィンランド **24.2%**、ドイツ **23.7%**) と比較して、高齢化が緩やかに進展してきているが、今後は平均寿命の伸長などにより、**2030** 年には高齢化率は **24%** を上回ると推計されている<sup>164</sup>。

これまで見てきたようにフランス社会では金融を始めとした経済活動のデジタル化が急速に進められているが、特に高齢者について、通信技術の適切な利用から排除されるという課題が把握されている。情報処理と自由に関する国家委員会 (CNIL) の **2021** 年白書<sup>165</sup>では、高齢者層をはじめとした国民のデジタル・デバイドの現状に鑑み、現金へのアクセスを国が維持することを提言している。

フランス生活条件調査・観察研究センター (Centre de Recherche pour l'Étude et l'Observation des Conditions de Vie, CREDOC) の調査<sup>166</sup>によれば、フランスの携帯電話の利用率は **2016** 年以降 **2020** 年まで **94%** 程度で横ばいとなっているが、世代別では他のすべての世代で **90%** を上回った一方で、**70** 歳以上では最も低く **84%** にとどまった。スマートフォンの保有についても同様に他のすべての世代で **90%** を上回るのに対し、**60-69** 歳では **78%**、**70** 歳以上では **59%** にとどまっている。インターネットへのアクセスについては、ほぼすべての世代で **9** 割前後となっている一方で、**70** 歳以上では **66%** というように、高齢者の通信技術・手段へのアクセスが課題となっている。

このような状況に対し、ラ・ポスト・グループでは高齢者層のデジタル・デバイドの改善に貢献するためのサービスを提供している<sup>167</sup>。具体的には、シニア向けタブレット製品「Ardoiz」とそのキッキング・サービス、モバイル・サービス (テレビ・固定電話回線・インターネット回線、携帯電話等) を通じて、デジタル機器の購入のみならず、自宅への導入や接続、関連する契約管理等をワンストップサービスで提供している。また導入後も、機器の操作方法の問い合わせ、接続トラブルの対応等、高齢者がデジタル利用において直面する問題解決のサポートを提供している。また、「Digiposte」アプリによって、住所証明・納税証明書・年金保険の支払証明書等の書類を自動的に取得することや、身分証明書・不動産所有権・家族記録簿等を追加し、これらドキュメントを安全に保管することができる。家にいながら行政サービスにアクセスでき、手続き支援サービスも行われている。

「Digiposte」アプリは「Ardoiz」タブレットでも利用できる。

<sup>162</sup> Bertrand Jeannet, "Open Finance in France is booming, What Next?" (2022 年 3 月 3 日), Open Banking Excellence, <https://www.openbankingexcellence.org/blog/open-finance-in-france-is-booming-what-next/>

<sup>163</sup> INED ウェブサイト <https://www.ined.fr/en/all-countries>

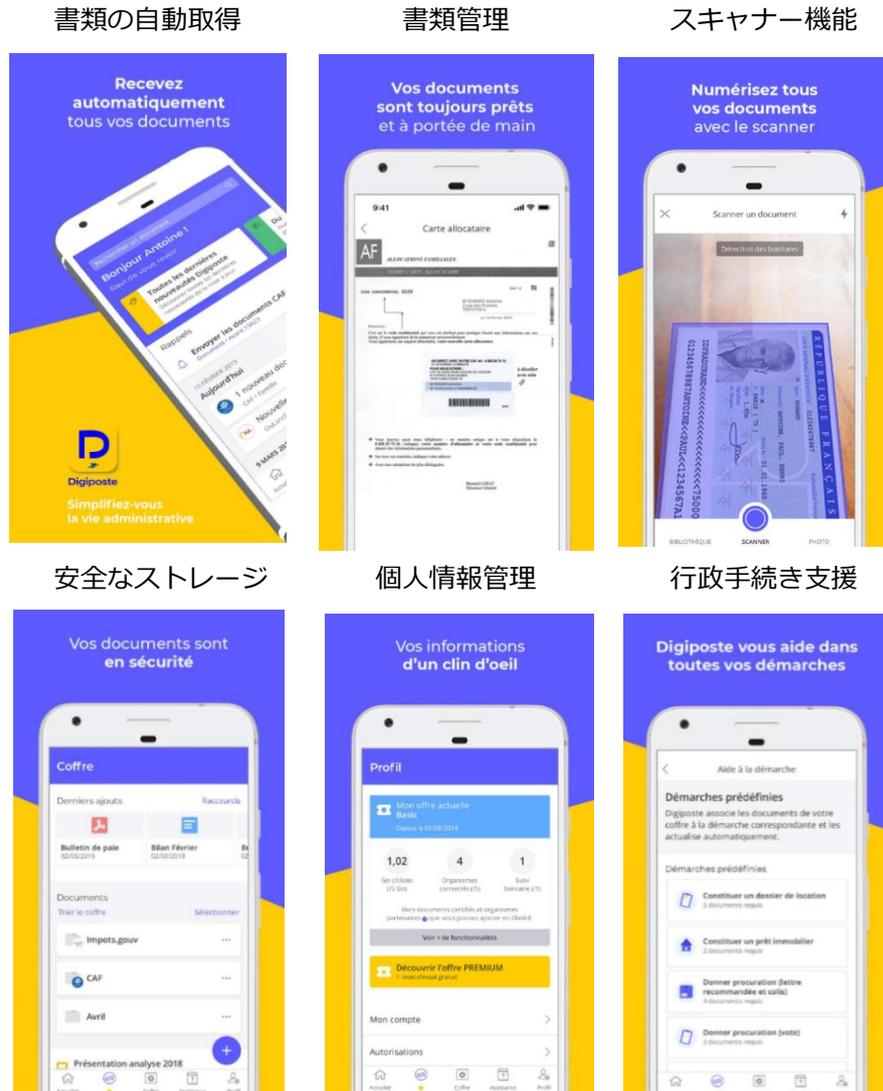
<sup>164</sup> INED ウェブサイト [https://www.ined.fr/en/everything\\_about\\_population/data/france/population-evolution/projections/](https://www.ined.fr/en/everything_about_population/data/france/population-evolution/projections/)

<sup>165</sup> La Commission Nationale de l'Informatique et des Libertés, "COLLECTION LIVRE BLANC N° 2: QUAND LA CONFIANCE PAIE" P.22 [https://www.cnil.fr/sites/cnil/files/atoms/files/cnil\\_livre\\_blanc\\_2-paiement.pdf](https://www.cnil.fr/sites/cnil/files/atoms/files/cnil_livre_blanc_2-paiement.pdf)

<sup>166</sup> CREDOC, "Baromètres du numérique Etition 2021, Enquête sur la diffusion des technologies de l'information et de la communication dans la société française", pp.27-28 <https://www.credoc.fr/publications/barometre-du-numerique-edition-2021>

<sup>167</sup> ラ・ポスト・グループウェブサイト <https://www.laposte.fr/services-seniors/vie-connectee>

図表 23: 「Digiposte」アプリの概要<sup>168</sup>



書類の自動取得

書類管理

スキャナー機能

安全なストレージ

個人情報管理

行政手続き支援

「Digiposte」アプリのプランとサービス		基本プラン	プレミアム
月額料金 (€)		0	3.99
ストレージ容量		5GB	100GB
サービス内容	ドキュメントの自動受領	○	○
	ドキュメントの手動追加	○	○
	モバイルスキャナー	○	○
	リンク共有	○	○
	行政手続き支援	○	○
	コンテンツ検索		○
	モバイルオフラインアクセス		○
	専用電話サポート		○

<sup>168</sup> アプリ入手先 <https://play.google.com/store/apps/details?id=com.laposte.bnum.digipostepius&hl=ja>

## <出所資料一覧>

### 【国際機関・外国機関文献・データベース】

- ・ 欧州連合 (EU)
- ・ 欧州中央銀行 (ECB)
- ・ 国際通貨基金 (IMF)
- ・ 世界銀行 (World Bank)
- ・ OECD
- ・ TCFD
- ・ フランス国立人口研究所 (INED)

### 【政府・中央銀行・監督官庁・銀行協会等 HP】

- ・ フランス政府
- ・ 預金保証・破綻処理基金 (FGDR)
- ・ 健全性監督破綻処理機構 (ACPR)
- ・ 金融市場庁 (AMF)
- ・ 公的投資銀行 (Bpifrance)
- ・ フランス銀行 (Banque de France)
- ・ 情報処理と自由に関する国家委員会 (CNIL)
- ・ フランス・フィンテック (France FinTech)
- ・ Hub France IA
- ・ fair.
- ・ (日本) 預金保険機構
- ・ (日本) 内閣府

### 【郵政公社・郵貯等 HP】

- ・ ラ・バンク・ポスタル
- ・ ラ・ポスト・グループ
- ・ CNP

### 【民間金融機関 HP】

- ・ BNP パリバ
- ・ クレディ・アグリコル
- ・ ソシエテ・ジェネラル
- ・ BPCE グループ
- ・ クレディ・ミュチュエル グループ
- ・ HSBC
- ・ Banque Stellantis France グループ
- ・ Mobilize Financial Services
- ・ カルフル銀行
- ・ 庶民銀行
- ・ 貯蓄銀行